

第六回講義への学生のコメント

今回の授業の要点は、憲法は誰が作るのかということである。現在の日本国憲法は、第二次世界対戦後のGHQによる間接統治のため、外国人の手によって作成された。これは、授業でも取り上げられていたように、ルソーの考え方でもある「外国人が作ると国内の利害関係で作る恐れが少ない」という点で、優れた方法だ。当時は反発もあっただろうが、現に約70年の間その日本国憲法をほとんど変化させずに使っているので、それだけ戦後の日本にに適した憲法なのである。では、何故最近になって、憲法改正の声がこれほどまでに強くなっているのか。これまで何の問題もなく日本国家を統制し、国民を守ってきた今の日本国憲法を、変える必要はない。確かに戦後アメリカに統治されていたという歴史を、憲法が外国人によって作られたという点で実感することはあっても、それが決して悪いことではない。その歴史的事実を許容した上で、今では貿易、経済の面でもアメリカやその他の諸国に助けられているのである。その憲法を無理に変革しようとする行為は、親元のような存在のアメリカにとって、良いようには映らない。したがって、今の憲法改正に選挙までも焦点を当てて、国をあげて取り組もうとする時代風潮は、間違っているのだ。

コメント [y1]: なぜこの論点が要点だと解釈したのか、理由を説明してください。

コメント [y2]: この問いに対する答えは何ですか？

コメント [y3]: 結論を出すためには、賛否両論を取りあげて検討する必要があります。

共同体の意思と生存権は表裏一体であり、すべての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じであるから共同体と個人の意思は一致する。ここでいう共同体の意思とは多数派の意思ではないため、多数派の利益がすべての人の利益にはならない。

人々に利益をもたらすために共同体の仕組みである憲法を作るのだが、共同体の構成メンバーが憲法を作ると、自分の利害関心がぬぐい切れずうまくいかないことが多い。しかし、外国人など共同体とは無関係の人間が憲法を作成することでうまくいくこともある。

民主主義とは、共同体の構成メンバーの人権を守ることを目的に作られた制度である。そのため、共同体の意思は多数決ではなく、人権保障という目的に沿っているかどうか、という点で判断される。だがその判断も難しく、判断には「正しく考える力」が必要だ。

今回の授業では主に民主主義と多数決について学んだ。共同体と個人の意思が一致するのは、すべての人にとって、生存のために必要なもの基本同じであるということがわかつ

た。しかし、だからといって共同体の意見が多数派の意見というわけではない。民主主義は多数決でなく、共同体のメンバーの人権保障という理念に基づいている。そして、どういふルールがその理念に合致するか判断するためには、「正しく考える技術」を身につけることが必要である。

民主主義は多数決ではないが正解のある多数決もある。その際には結果が破滅にならないように正しく予測することが重要だ。

選挙においては有能な人間かどうかは多数決で決めることができるといったJ.Sミルのいうようにならず、テレビなどで政治家の汚職問題や不適切な発言がよくとりあげられているのは選挙制度の問題だということがわかった。また、自動車を使っての選挙運動の際に政治家が「連呼行為」しかしていないのは公職選挙法があるからだとわかった。このことに気づかず、なぜ政治家は名前しかいわないのだろうと疑問におもったひともおおいのではないだろうか。

そのため、国民は、もっと自国の法律や制度についてしるべきだ。なぜなら、法律や制度を知らないと、法律を守っているだけの人に関しても批判的な意見をいいかねないからだ。そして、制度や法律について知ることによって、法律や制度についておかしいと思うものはおかしいと判断したり、根拠ある意見を含んだ議論をすることが可能となるからである。しかし、法律や制度についてすべてを把握することは難しい。そのため、自分が疑問をもった政治家の行動や制度などについて調べ自身の意見を根拠づけて発すべきである。そのことによって、法律や制度についての議論が根拠づけられた意見に基づく正しい議論へと発展するだろう。

すべての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じなので個人の意思と共同体の意思は一致する。しかし共同体の構成メンバーが憲法を作ると自分の利益を優先してしまう可能性があるため、それを防ぐためには共同体の外で憲法を作るのが望ましい。

しかし、共同体の外で法を作るのは客観的な意見を取り入れえるという点ではよいが、外国が作ってしまうとその外国の利益を優先してしまう危険がある。アメリカが日本を核武装させないようにした点はよかったかもしれないが、アメリカの基地を日本に置くことはアメリカがアメリカの利益を優先した結果ではないだろうか。

J.Sミルが『代議制統治論』の中で、「多数決によって有能な人間かをどうかを見抜くことができる」と述べたにもかかわらず、政治家による問題は絶えない。そこで、多数決の形をとる選挙は、個々人の資質や意識に左右され、正しい判断ができないという意見が生

コメント [y4]: 多数決と正解が対比されている理由がわかりません。

コメント [y5]: 実践してください。

まれる。しかし、多数決とは、合意のもと行われるものであり、個々人の資質や意識に左右されないために行うものなのだ。だから、合理的な目的が達成されるように正しく予測したうえで多数決を行えば、正しい結果が出る。また、選挙制度を変えない限り、政治家の問題がなくなることもないのだ。

道徳=ルールと一般的に捉えられがちであるが、道徳とは、「人をどのように扱うか」ということだ。尊重、理解、合意が必要になる。ここで、ルソーは個人と共同体の意思は一致すると述べた。生存のために必要なものは、一致するからだ。そして、共同体構成メンバーが憲法をつくると、利害関心をぬぐい切れないため、憲法は外国人がつくるべきだと述べた。憲法とは、国家が守らなければならないものだ。国民は国家が決めた法律を守らなければならない。

コメント [y6]: 具体的にどのように扱うのが道徳的な扱い方ですか？

今回の授業は前回の授業の続きだったが、今回は「共同体の意思」と「個人の意思」の関係性について学んだ。その中でも、私は一般意思を具体的な言葉として表しているものとして「憲法」が挙げられることに注目した。

コメント [y7]: 注目した理由は何ですか？

今現在の日本の憲法は、第二次世界大戦が終結し日本が一時的にアメリカの支配下におかれた際に作られたもので、日本人ではなくアメリカ人がそのほとんどを作成したものである。これは授業の中でもあった「共同体の構成メンバーが憲法を作ると自分の利害関心をぬぐい切れない。憲法は外国人が作ったほうがよい。」という意見に沿っていて一見いいような気がする。しかし、この憲法ではかつて日本で大きな権力を持っていた天皇は、日本の「象徴」という曖昧な位置づけになっている。「象徴」である天皇には、職業選択の自由や投票権などの一般市民は誰もが持っている権利がない。「象徴」といっても、天皇が普通の人間であることに変わりはないため、一般市民と同等の権利があってもいいのではないだろうか。

コメント [y8]: それでは「象徴」という特殊な地位と整合しません。

今、安倍首相が憲法改正に向けて動いている。議題に上がっているのは憲法 9 条についてだが、そのほかの部分にももっと注目をするべきである。天皇の象徴性を改めるべきとまでは言わないが、天皇にはあまりにも「自由」が少ない。(前に挙げた物のほかにも、天皇は自分の退位の時期を自由に決められないことなど。)外国人が作った憲法だからと言って、何の欠点もない完璧なものではない。その国に住む人々がきちんと目を通して、見直していくべきである。

コメント [y9]: なぜ言わないのか、理由を説明してください。

代議制民主主義では、多数決によって有能な人が選ばれる。それは誠であって国民の多くよりも対話能力に優れている。しかし、不祥事を起こして辞任した政治家や問題発言を

繰り返す政治家が存在するのは事実だ。授業では多数決は各人が平均して 50%を超える確率で正解が出せる課題に適するため、各人が多数決の結果が破滅にならないようにすることが重要である。正しく予測するためには問題を客観視し、多方向から見つめ、それに関連する知識が必要である。それなしでは問題の核心がつかない。大学では多数決で正解を導き出せるように教養を身につける時間がある。教養を身につけ、政治家やメディアの感情論や一部を誇張表現した情報に流されることなく正しい予測をするためには、日々学習しなければならない。そうしなければ、民主主義は成り立たない。

今回の授業は民主主義と多数決に関して勉強した。まず J.S ミルが代議制統治論の中で有能な人間かどうかで決めることができるということを勉強して、そして多数決は決して計算のようにあらかじめ正解が分かる問題ではない、結果でしか分からない。

自分は民主主義は人騙しの言い方だ**思う**。民主主義という言い方を聞くと自分が国家の主人のような考え方を思ってしまう**かもしれない**。しかし、国の制度によって権力は主に国のリーダーしか握らないし、そして多数決の結果は本当に国の意見を反映するかどうかまた検討必要がある。

共同体の構成メンバーが憲法を作ると、自分の利害関心をぬぐいきれないため憲法は外国人が作ったほうがよいということに納得した。

1 全ての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じ なので 共同体の意思と基本的人権は表裏一体 である けれど共同体の意思は多数派の意思ではなく 多数派の利益は 全ての人々の利益とは限らない。 道徳とは 人をどのように扱うかでありそれには相手を尊重する思いやりの 心が 必要不可欠である。 また 憲法は国家が従うものであり 法律は 国家が決めて国民が従うものである 自分たちの 支配 に都合を良くように 作り変えられると いけないので 憲法は 共同体の内部の人間が 作らない方がいい つまり憲法は 利益に 左右されない人が作るべきだ。 民主主義とは 共同体のメンバーの人権を保障するための制度で その中での決まりは 多数決ではなく 人権保障 という理念に合致しているかどうかで決めるべきである。

2 憲法は 利益に左右されない立場の人間が創るべきだ。

3 今、日本でも憲法改正か否かが大きな論点になっていますが、私は今の平和が少しでも

コメント [y10]: 2と3が、十分な理由や根拠を示さずに言いつばなしとなっています。

崩れるリスクがあるのならば憲法は絶対変えないで欲しいしここで変えてしまうと憲法が国民のためのものではなく政府のためのもの書き換えられてしまう。

我が国の法にはどうしてそのような記述をしたのか理解不能な部分やいささか民主的とはいえない条文もいくつか存在する。前者の例としては公職選挙法があり、その第 141 条では、選挙カーによる選挙活動を禁止している。ただし、街頭演説と移動中の連呼だけは認められているので、政治家達は何かにかかれたように政党の名前を連呼する。

後者の例としては社長も含む社員の社内での扱いであり、会社は出資者の所有物であり、その社員は会社の指揮命令権即ち出資者達の意向に服従せねばならないと言うものがある。有能な人間であるかということは多数決によって決定できるものではあるが、今の日本のように不祥事を起こすような人間しか政治家として立候補していない場合、どれだけ選挙をしてどれだけ新しい政権が発足しようとも政府は不祥事を起こし続けるのである。

そのほか今回の授業では、共同体の意志や道徳、憲法などについて解説がなされた。

共同体の意志とは基本的人権と表裏一体をなすものであり、断じて多数派の意見ではない。その観点から見れば、共同体の意志と個人の意志の不一致が起きたとしても、対話によって意見を一致させることが可能になるのである。

憲法についての内容は、憲法は国家が従うべき法律であり、通常の民衆が従う法律とは違うものであるという説明がなされた。これは憲法が法律の上位互換であるという認識でよいのだろうか。

また、憲法は外国人が作ったほうがよいという内容について、日本の憲法をアメリカが作ったのはよいことだ、と言い切る意見にはいささか問題があるように思えてならない。

「憲法は外国人が作ったほうが良い」という理論の大元はギリシャの諸都市の考え方にその発端がみられる。ギリシャの都市国家の大部分では、その法の規定を国外に委任するというのが慣習だった。その心には「利害関係のない人々が、彼らなりの善意に従って法を作ってやるのが良い」という理念があるという。今回の講義ではその理念に基づいてアメリカが日本の憲法を作るのが正当であるという意見だったが、本当にアメリカと日本に利害関係はなかったのだろうか。

大戦後、アメリカは日本を戦勝国として占領し、以降法の整備や軍の設置などを行い続け、日本を現在も属国としている。この動きは大戦後すぐに始められたこともあり、そこには当然大戦終了時からアメリカが日本を支配する意図があったとするのが妥当である。

とすれば、アメリカには日本をアメリカ支配から抜け出させない、或いは抵抗少なくアメリカ支配を浸透させておきたい思惑が生まれるのは当然ではないだろうか。またそうなれば、アメリカと日本には、そういう意識を持っていたのが片方だけなのか双方あったのかは定かではないにしろ、利害関係というものはあったはずである。即ち、アメリカに日

コメント [y11]: 調べればすぐにわかることです。

コメント [y12]: 具体的に日本国憲法のどの条文にその意図が反映されていますか？

本の憲法を作らせたというのは、その全てを肯定できるほど正当ではないのではないだろうか。

「~だろうか」というのも、「~思う」などと同様、根拠のないことを書くための表現です。やめて、理由や根拠を示すようにしましょう。日本国憲法の成立過程については、多くの研究文献がありますから、調べてみましょう。

今回の講義では、まず小テストの答えの確認と学生コメントへの返答、そこから話題展開があり、そこから前回の講義の続きへ移っていった。今回のコメントには、政治家の選挙カーの上で名前を連呼するという選挙活動の仕方に問題があるといった指摘があった。しかし、実際は走行中の選挙カー上では名前を連呼すること以外の選挙活動が公職選挙法第 141 条で禁止されているためである。このように、政治や選挙に関する事柄には法律で規制が設けられている事が多く、それを確認した上で意見するべきだ。また、企業に属する社員は民主主義の中にあるといったコメントがあったが、会社に属する社長、社員は、株式会社であるば株主の私的所有物であり、指揮命令権の下、王制に近い環境で働いている。

さらにコメントでは、J.S.ミルの大衆は人の能力の優劣を本能的に見分ける事ができるという主張に対して、現在の日本では政治家の不祥事が相次ぎ、政治家の資質自体が悪いのか、または彼らを選ぶ有権者側の能力に問題があるのかという主張が出た。個々の資質も問題となるが、それを変えることは難しい。より効果的な解決を目指すならば、制度に目を向けなければならない。例えば、現在の小選挙区制は当時の野党がアメリカの制度を参考に導入したものが、それはあくまで二大政党が大きな勢力となっているアメリカであるからこそ機能したのであり、多数の政党勢力が乱立する日本では逆に野党の力を弱める結果となった。

また、公職選挙法には、先に記した第 141 条のような効果が不明のものもある。これらを見直すことのほうが、個々人の意識を変える事よりは容易であり、効果が期待できる。

コメントには正解、不正解が出せない問題があるのではないかというものもあった。例として「集団的自衛権に関して、これを日本で認めるべきか否かに正解があるのだろうか」という意見が出た。この例の場合、集団的自衛権が「日本が他国との戦争に巻き込まれない」ことを目的としているならば、集団歴自衛権を理由に戦争状態になったときにそれが不正解であったことが分かる。この類の問題はすぐに正解不正解が分かるものではなく、後々になってから分かるものである。しかし、分かった時には手遅れになっている場合があるので、理性的な対話を重ね、合理的な判断を下さなければならない。

以上が前回のコメントとその話題展開である。前回は全ての人にとって生存に必要なものが同じであるため、共同体と個人の意思は一致し、それを一般意思と呼ぶと話したとこ

ろで講義は終わった。今回の講義は、まずその問題点が示された。ルソーは『社会契約論』で「目に見えぬ大衆は、何が自分たちのためになるのかを知ることがまよだから、自分が欲することを知らないことがよくある」と述べた。ここで言う「欲する」とは英語で言うところの need を意味し、人が自分ために必要なものが何かを知らない事が多いということである。例えば、社会保障制度の廃止を主張する人がいるが、その人も社会保障がなければ、基本的的人権の保障された生活を病気や老いで送れない可能性がある。このように主張する人々の意見が多数派であるという理由で実行されても、共同体全ての人の利益にはならない。

また、一般意思を基に共同体の仕組みを作り上げることは困難な作業である。一般意思を具体的な言葉にするには「異常なまでの才能を持つ立法者」が必要になり、共同体のメンバーが一般意思に基づく仕組み、つまり憲法を作ろうとすると、共同体内部の利害関心が介入するため、全ての人の利益となる仕組みにならない可能性がある。そのため、ルソーは古代ギリシアや近代イタリアの諸共和国を例に挙げて、憲法を共同体に直接の関係がない他の存在に作ってもらうことで問題の解決を図った。ここまでのまとめとして、民主主義とは共同体のメンバーの人権を保障することが目的であり、そのルールは多数決ではなく、人権保障の理念に合致しているか否かである。しかし、どのようなルールが合致しているかを判断することは難しいため、一時の感情に流されず、知識を集め「正しく考える技術」を身につけることが肝要である。

今回、講義で社会保障にかかる費用という問題が出てきたため、調べた。厚生労働省の『社会保障給付費の推移』によると 1970 年に社会保障給付費は 3.5 兆円で当時の国民所得額の約 6%だったが、2017 年の推計費用は 120.4 兆円と国民所得額の約 30%となっており、金額にして約 34 倍、国民所得額に対する割合は約 5 倍に上昇している。特に年金の割合は少子高齢化を理由に 1970 年の 0.9 兆円から 2017 年の 56.7 兆円への上昇が顕著である。ここから年金支給額引き上げが提案されたことなどから意見を広げたかったのだが、字数が足りない。次回に持ち越して良いだろうか(参考文献・ウェブページ一覧も次回に回したい)。

コメント [y13]: 井手栄策『日本財政 転換の指針』岩波新書など、いくつかの本を読んでみるとよいでしょう。

今回の授業では、前回の授業コメントに対する先生のコメントと、共同体と個人の関係など、前回の授業の続きを行った。

私は、授業コメントに対する、先生のコメントで、法律をよく調べようという話が印象に残っている。政治家が選挙カーに乗って名前と政党をひたすら繰り返している連呼行為に意味があるのかというコメントに対して、公職選挙法によって、選挙カーに乗る際は連呼行為しか認められていないという話だった。実際私は名前と政党をただ繰り返し言うだけでも十分意味はあると思っているが、法律によって連呼行為しか認められていないということは知らなかったのも、結構衝撃を受けた。

このように、自分が一方的に思ったことがあったとして、その裏側には自分が知らない事実がたくさんあるかもしれない。だから、少しでも気になったことがあったら、とことん調べたほうがいい。また、あることに興味や関心を持つときはたいてい、自分がとてもよく思うか、とても悪く思うか、感情的なきっかけが多い。そういうときは物事の 1 つの側面しか見られていないことがよくあるので、そういうときこそ一度立ち止まって、違う見方があるかもしれないと思って調べつくしてみるべきである。

この文は、感想と決意表明でできています。

メディアも政治家も、「多数決」と「民主主義」を混同している、という話が前回あったが、正解がある多数決はあるのだ。計算などのようにあらかじめ正解がわかる問題ではないが、正解だったか不正解だったかは、結果としてわかる。もちろん、多数決の結果として、多くの人が迷惑を被る可能性もある。だからこそ結果が破滅にならないように、正しく予測しなくてはならないのだ。

次に、共同体と個人の意思はどうして一致するのだろうか。それは、「共同体の意思」と基本的人権は表裏一体であって、共同体の意思は多数派の意思ではないからだ。しかし、すべての人が一致することなどないのではないか、という考えがある。本当にそうなのだろうか。いや、そうではない。好きか嫌いか、ということは、必要か必要でないか、ということとイコールではないからだ。例えば、歯磨きは好きな人もいれば嫌いな人もいる。しかし、歯磨きは嫌いでもしなければならぬ。歯磨きが嫌いな人も、歯磨きは必要なことなのだ。だから、好きか嫌いかということと、必要か必要でないか、ということは違うのである。

そして、憲法は、法律とはまた別物である。憲法は、英語にすると **constitution** であって **law** ではない。また、法律とは国家が定め、それに国民が従うものである。一方、憲法とは、国民が定め、それに国家が従うものなのだ。しかし、共同体の構成メンバーが憲法を作ると、どうしても自分の利害関心をぬぐい切れなところがある。だから、憲法は、利害関係のない外国人が作ったほうがいいということもある。

多数決で決めたことには (も)、正解か不正解がある。計算のように答えが出て、すぐに正解かどうかがわかる問題もあるが、国の方針や在り方を多数決で決めるとなると、選択したすぐに答えはわからない。しかし、長い目でみて最終的には、結果として正解かどうかがわかる。こそここで注意しておくべきことは、事前に情報を集め、問題を客観的に考えることだ。なぜなら、すぐに答えがでない問題ほど、結果が不正解だった場合、それを修

正するのは難しいからだ。そのため、事前に調べて、答えを予測することが必要である。

現在、日本は、小選挙区制と比例代表制を取り入れている。以前、日本は小選挙区制に変えて野党が壊滅した。そこで、考えるべき点は政治家や、投票者個人の資質の問題であるが、それ以上に選挙制度の問題である。なぜなら、個人の資質よりも、個人の背景にある制度やルールが個人の意識や価値観の決定に大きく関わっているからだ。

今回の授業は、「民主主義と多数決」についてでした。

メディアや政治家ですら、「多数決」と「民主主義」を混合している。メディアや知識人は、政治家に対して「国民の声を聴け」と言い、民主主義を守るように言うのに、国民の声に耳を傾けて行おうとする政策には大衆迎合主義(ポピュリズム)だと言う。民主主義を実現するうえでよく多数決がとられるが、民主主義とは、多数決のことはない。コンドルセの定理によると、多数決で「正解」が得られるのは、「各人が平均して50%を超える確率で正解が出せる課題」の場合であり、逆に「正解」が得られないのは、上記の場合と、その課題に関する知識がない場合と、好き嫌いなどの感情で決定されるようなどうでもよいことの場合である。「何でも国民投票」が危険であるのは、感情や政治家の人気で物事が決定してしまうのと、多数派の専制になってしまうからである。第二次世界大戦中のドイツで政権を握ったアドルフ・ヒトラーは、その顕著な例である。

多数決では、多数派が「正解」となるがの主張が採用されるが、その解が「正しい」とは限らない。多数決は多数派の専制になる。例えば、沖縄に米軍基地を置き続けるかどうかを日本国民で多数決を行い、決めたらどうなるか。現時点で、日本国内のどこかに米軍基地を置かなければならない。国民投票を行えば、沖縄以外に移転したい沖縄県民と自分の県に移転してほしくない他の都道府県民が衝突する。人口に圧倒的なさがあるため、本土の国民の方が勝ってしまう。そのような誰かが犠牲になるような課題は国民投票を行ってはいけない。多数決は万能ではない。民主主義は、多数決によって実現できるものではなく、多数決は民主主義を実現させるための手段の一つに過ぎない。

日本のような代議制民主主義は、選挙で国会議員を選出し、その議会らによって政治が行われている。代議制民主主義の代表の資質について、J.S.ミルは、人間は、本能的に、その人が有能な人間かどうかを見分けることができるという。学校で学生がいろんな先生の授業を受けて、学生たちの中で人気の先生、不人気の先生と分けられていくのは、学生一人一人が面白い授業と面白くない授業を見分けることができるからである。このように、代表が有能な人物かどうかは、多数決で決めることができる。代議制民主主義とは、自分たちよりも対話な能力に優れた人たちを選んで、理性的な対話により合理的な結論を出してもらうことであるが、選挙で選ばれた代表に全権委任するわけではない。

民主主義とは、共同してよく生きるための制度である。ホブズは「リヴァイアサン」

で、「万人の万人に対する戦い」と言い、国王の支配を正当化している。臣民同士の戦いが起こらないように、国王に服従し、国王は臣民の服従に応えるため、人権の保障を求められる。ここでの人権とは、生存権のことである。ロックは「統治二論」で、社会契約論を唱えた。これまでより、議会の力が強くなり、国家権力の正当性は、人権の保障にあった。ここでの人権とは、生存権より高次的なものである。国家権力が義務を果たさなかった場合、革命権が与えられる。これが、民主主義への出発点である。また、民主主義とは、一般意思に従うことである。ルソーは「社会契約論」で「共同体の意思と個人の意思の一致」という。特定の個人である国王への服従は否定し、共同体の意思と、自分の意思が一致するならば、強制されなくても共同体の意思に従ってふるまう。どうして個人の意思はどうして一致するのか。すべての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じだからである。「共同体の意思」と基本的人権は表裏一体ということだ。ルソーによると、共同体の構成メンバーが憲法を作ると、自分の利害関係をぬぐい切れないので、憲法は外国人が作った方がよいという。

ルソーの考えも納得した。

先週授業コメントが未提出だったので先週分も書いています。

正解がある多数決は存在する。例えば、「日本が戦争に巻き込まれないための集団的自衛権を認める」という考えにもとづいて法律を作った結果、逆に日本が戦争に巻き込まれたら、その選択は「不正解だった」ということになる。計算などのように、あらかじめ正解がわかる問題ではないが、正解だったか不正解だったかは、結果としてわかる。結果が破滅にならないように正しく予測することが重要である。また、多数決は、個々人の資質や意識に左右されないために行われる。政治家や投票者の個人の資質の問題もあるが、まず考えるべきは選挙制度の問題である。

ルソーは 1763 年の著書『社会契約論』で「共同体の意志と個人の意思の一致」と考え、共同体の意志と自分の意思が一致するならば、強制されなくても共同体の意志に従ってふるまうと述べている。それでは、どうして共同体の意志と個人の意思は一致するのであろうか。その理由は、すべての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じ、つまり、「共同体の意志」と基本的人権は表裏一体であるからだ。また、カントは一般意思を「道徳法則」と読み替えた。ただし、目のみえぬ大衆は、何が自分たちのためになるのかを知ることがまれであるから、自分が欲することを知らないことがよくある、つまり、共同体の意志は多数派の意志ではないのだ。多数派の利益すなわちすべての人の利益ではない。

また、一般意思とは、理性の声である。一般意思を具体的な言葉にするためには、「異常なまでの才能を持つ立法者」が必要だ。共同体の仕組みを作り上げる仕事すなわち憲法をつくる仕事は、共同体の仕組みの中には含まれず、この仕事は特別で超越的なものであり、

実際に人々を支配する仕事と重なる点はまったくないのである。憲法は英語で「law」ではなく、「constitution」である。共同体の構成メンバーが憲法をつくると、自分の利害関心をぬぐいきれない。

ある問題を解決するには、まずその制度やルールを考えるべきだ。選挙において、政治家が不祥事をたびたび起こして辞任してしまう、といった状況は、政治家や投票者の個人の資質の問題もあるが、まず考えるべきは選挙制度の問題であるからだ。問題そのものみに目を向けて解決しようとするのではなく、その問題の元となる制度やルールといった根底に目を向けるべきだ。

今の選挙制度には問題がある。選挙の制度は公職選挙法で決まっているが、これに問題がある。例えば、走行中の選挙カーでできることは、連呼行為のみで、止まってからでないと演説できない。だから、単に選挙カーで名前だけを叫ぶ政治家が必要ないと主張するのではなく、制度自体を変えないと選挙はよくなる。公職選挙法が日本の選挙をだめにしているといっても過言ではない。

そして、同じように制度が良くなく、自由が奪われているところがある。それが会社だ。会社は一見すると、ロックやルソーの示した民主主義の中に見えるように見えるが、実はそうではない。会社は出資者(株式会社なら株主)の所有物であり、社員(社長も含む)は会社に雇われ会社の指揮命令に服する。お金をもらっているから、出資者の言うことを聞かなければならない。社員は会社の構成メンバーではなく、ただの雇われ人なのだ。だから、社員からすると会社は民主制よりは王政に見える。

これは単に会社だけの問題ではなく、政府と企業が決めた作り上げてきた労働組合の制度が問題なのだ。アメリカの労働組合は産業別なので労働者に有利であるが、日本は会社別なので労働運動をすると自分の首を絞めることにもなるのでなかなか行動が難しい。このように一見そこだけに問題があると思っても、実は制度の方から見直さなければならぬ問題がある。

多数決は個々人の資質や意識に左右されないために行う。確かに選挙では不祥事を起こす政治家を我々国民が選ぶことが問題視されている。国民がきちんと政治家を見極める能力を持つべきだとか、野党がしっかりしないから自民党が暴走するのだなどと言われ、個々人の素質が選挙に深く結びついていそう。だがそうではない。結果が破滅的にならないよう正しい事態を多数決で正しく決めていくことが重要なのだ。(結果によって多数決が正解だったか間違っていたのかが明らかになる。)つまり、個々人の素質に左右され間違った結論を出すのを防ぐために、全体で多数決を取り正しい決断をするようにさせるのだ。

また、野党が頼りないために自民党が力を持ちすぎるのは小選挙区制と比例代表制が良くないからだ。つまり制度に問題があるのだ。アメリカの真似をして、小選挙区制を取り

コメント [y14]: 公正な選挙が行われるためにはルールが必要です。どのような制度にするのがよいか、公職選挙法の条文のどこが問題で、どう変えたらよいか、そう変えたら、どんな問題が生じるか、などを具体的に検討する必要があります。

入れたが、アメリカは 2 大政党だから小選挙区制なのであって日本とは状況が違う。だから、それを取り入れることにより野党が壊滅的被害を受けた。また、個人の素質や意識を全員分変えるのはほぼ不可能だ。だが、制度はきちんと手続きを踏めればすぐに変えることができる。だから、我々はもう一度選挙の制度をきちんと見直し、必要ならばどんどん変えていかなければならない。

大衆は自分にとって必要なものがよくわかっていない。好きか嫌いかは大体みんなわかるが、必要かどうかというのはいまいち分りにくい。だから、多数派の意見がすべての人の利益とは限らない。つまり、共同体の意思が**は**多数派の意思ではない。よって、一般意思(基本的人権)を具体的な言葉にするためには「異常なまでの才能を持つ立法者」が必要なのだ。

また、共同体の構成メンバーが憲法を作ると、自分の利害関心をぬぐい切れないので、憲法は外国人が作ったほうが良いという見方もある。例えば、日本国憲法はアメリカにより作られたもので、押しつけ憲法だと批判もある。しかし、実際は日本人ではない人が作ったので、利害関心などを気にせず、アメリカなりの理想の国家にしようと作られた。だから、感情論で押しつけ憲法だと批判するのではなく、外国人によって作られたメリットもきちんと考慮するべきだ。

民主主義とは共同体のメンバーの人権を保障するための制度で、そのルールは多数決ではなく、人権保障という理念に合致しているかどうかだ。しかし、一般大衆にはどのようなルールがその理念に合致しているかどうかを判断するのは難しいので、教育によって、「正しく考える技術」を身につけることが必要だ。以上が今回の授業の要点だ。

よく、凶悪犯罪者などを逮捕する刑事ドラマや映画などで、テロを起こした**犯人が決まって言うセリフ**がある。「この平和ボケした日本で国民の意識を変え、もっと強い国を作ろうと思った。そのためにテロを起こし、国民の意識を変えたかった。」と。私はこのセリフを聞くたびに確かに国民の意識を変え、強い国にしたいという主張は理解できるけれど、なんか現実的じゃないと思う。その理由が今回の授業を聞いてはっきりした。やはり国民全体の意識を変えるのは難しく、変えるのは制度の方だということだ。だから、ドラマの中のテロ犯罪者もテロを起こすのではなく、政治家になって、制度を変えればよかったのだ。やはり、根本的な制度に問題がある、というのは結構あるかもしれない。それらはきちんと見直すべきだ。

コメント [y15]: 私は初めて聞きました。たとえばどんなドラマで言われているのですか？

企業に属する社員は会社に雇われ、会社の指揮命令権に服するため、社員からみれば、民主的であるよりは、王政に類似している。

多数決は個々人の資質や意識に左右されないために行う。政治家や投票する人に問題がある場合もあるが、選挙制度がおかしい。多数決で決まる選挙制度は正解か不正解かは、

結果として分かることである。

なぜ、選挙に 600 億円もかけるのか。選挙執行管理費用が 600 億円の 9 割を占めるから、仕方の無い費用である。

コメント [y16]: 授業では、選挙費用が無駄だと言ったのではなく、首相が独断で衆議院を解散するとそれだけのお金がかかるのです、と言いました。

今回の授業は、前回に引き続いて民主主義についてだった。特に今回は憲法についてであった。ルソーによると憲法は外国人が作ったほうが良いということを学んだ。共同体の中で作ってしまうと、どうしても共同体の人の利害関係がぬぐいきれないからだ。その点からみると日本は GHQ が日本国憲法をつくったので、よかったといえる。しかし、日本国憲法の中で天皇は日本国民の象徴とされているため職業選択の自由も保証もされていないことも問題になってきている。

毎日ルールに縛られて生活していくのはしんどいはずだ。そうはいつでもルールをなくしてしまうこともよくない。スポーツをするにしてもルールなしでは成り立たない。どんなルールでも必ず問題となってくることはあるから、問題を見つけて解決していく力を身に付けられるようにしていきたい。

J.S.ミルが「代議制統治論」の中で有能な人間かどうかは多数決で決めることができると述べているが現実では政治家の不祥事が問題になっているため J.S.ミルは正しいのかという意見があるが、それは政治家や投票者の個人の資質より選挙制度の問題である。よって J.S.ミルは正しい。また、多数決の結果が正解かどうかは後になってわかることもあるので結果が破滅にならないように正しく予測することが重要だ。

一般意思とは理性の声である。その一般意思を具体的な言葉にするためには「異常なまでの才能を持つ立法者」が必要だ。共同体の仕組みを作り上げる仕事は、共同体の仕組みの中には含まれない。この仕事は特別なもので、実際に人々を支配する仕事と重なる点は全くない。その上、共同体の構成メンバーが憲法を作ると、自分の利害心をぬぐい切れないので憲法は外国人が作ったほうが良い。実際に古代ギリシアの諸都市の大部分ではその法の制定を外国人に委ねる習慣があった。

しかし憲法を多国籍の外国人に委ねるならよいが、どこか一つの国の外国人に憲法制定を委ねればその特定の国に有利な憲法になってしまう恐れがあるのではないか。なぜなら外国人が作った憲法に作ってもらった側の国の人が口出ししては憲法を外国人に作ってもらうことの意味がなくなってしまうという前提があるからだ。

民主主義をまとめると、これは共同体のメンバーの人権を保障するための制度である。民主主義のルールは、多数決ではなく人権保障という理念に合致しているかどうかである。

しかしどういうルールが人権保障の理念に合致するのかを判断するのは難しいので「正しく考える技術」を身につけることが求められる。

今回の講義で「不思議な法律がある」ことを知った。講義内で扱われた公職選挙法は走行中の自動車での選挙運動は連呼運動のみしか認められておらず、候補者の政策をしっかりと知る機会があまり取られていないことに驚いた。また、公民の授業で教わった選挙運動における戸別訪問を禁止している。しかし、「戸別訪問を禁止しているのは日本だけ」であり、外国に比べて選挙運動に大きく制限をかけていることが分かる。このようなことも選挙が政治家の人気投票となってしまう原因となっている「だろ」。

また、今回の講義で共同体の構成メンバーが憲法を作ると自分の利害関心をめぐいきれないことも学んだ。確かに、他の共同体の構成メンバーが最高法規である憲法を作らば、政府や王による権力の暴走をより防げるかもしれない。だがしかし、憲法を外国人が全て作るとなると「自国の利益」が損失する恐れもある。極端に言えば、自国民より他の A 国の国民を支援しようとしたり、多くの借金をしてまでも ODA を給付したりして自国の経済を苦しめ、破綻させることだって可能である。やはり、理想的な憲法作成方法は日本国憲法のように日本と GHQ が共同で作成したように自国の利益が損なわれないようにして憲法を作成することが重要である。

J.S.ミルは「大衆は、たいていの場合、本能的にその人が有能な人間だと見分けることができる」と述べた。しかし、中には不祥事を起こしてニュースで取り上げられる政治家も少なくない。多数決は、個々人の資質や意識に左右されないために行うものである。政治家や投票者の個人の資質の問題もあるが、まず考えるべきものは選挙制度の問題である。多数決の正解不正解は、実際にやってみないとわからない。正解か否かは結果としてわかる。

今回の授業の内容は、共同体の意志は多数派の意志ではないということと、共同体の構成メンバーが憲法を作成すると自分の利害関係をめぐい切れないので、憲法は外国の人に作成してもらおうほうがいいということでした。

今回の授業から考えると、日本国憲法はあまり改正しないほうがいい。

例えば、ヒトラーのように自分の思い通りに国を操る者もいます。

コメント [y17]: 実際に条文を見てみましたか？

コメント [y18]: 出典を示してください。

コメント [y19]: 憲法は国民の人権保障を定めたものです。どうしてそれが国の利益を損ねることになるのですか？

したがって、日本国憲法はせつかく外国人が作成してくれたのだから、安易に改正すべきではない。

多数決は、個々人の資質や意識に左右されないために行う。政治家や投票者の個人の資質の問題もあるが、まず考えるべきは選挙制度の問題である。正解、不正解は多数決の中にあり、結果が破滅にならないように正しく予測することが重要である。一般意思を具体的な言葉にするためには、「異常なまでの才能を持つ立法者」が必要である。共同体の構成メンバーが憲法を作ると自分の利害関心をぬぐい切れないので、共同体の仕組みを作り上げる仕事は、共同体の仕組みの中には含まれない。

多数決の問題でまず考えるべきは選挙制度の問題であるとあったが、それは現在の日本が抱えている大きな問題である。1つ**思い浮かんだ**のが低い投票率を上げるために、18歳以上に投票権を与えたがその若者たちがいま、自分が何に投票しているのかということあまり理解していないように**思われる**ということである。もっと、国民一人一人が選挙権を持っているということを実感して、現在の日本の社会にもっと目をむけて理解し、投票すべきだ。

共同体と個人の意思が一致するのは、全ての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じで、共同体の利益が全ての人々の利益になるようにすることが必要である。また今の感情に左右されることなく、後々のことを見通した選択をしなければいけない。また、一般意思を具体的な言葉にするためには「異常なまでの才能を持つ立法者」が必要。共同体のメンバーが憲法を作ると、自分の利害関心をぬぐいきれないので共同体の仕組みの中に含まれない立場から憲法を作らなければいけない。

「GHQ は占領が終わったら帰っていくので日本人にとっての理想国家をつくることを目指して日本国憲法を作った」と仰っていたが、GHQ が今まで敵国で、これから脅威になる可能性のある日本を日本人にとって良い(平等な)国にすることを目標にしたことは結果的にありがたいことだ。

今回の講義は、前回と一緒に多数決と民主主義についてだった。多数決には正解があり、その正解は結果としてわかる。よって、多数決を行う際には、正しく予想することが求められる。また、民主主義とは自分たちが安全に生活するために一般意志に従うことである。

一般意志は、個人の意志と基本的には同じであるため、強制されなくても人々は従うはずだ。

私は、「憲法は外国人が作ったほうがいい」という考え方に疑問を持った。確かに、共同体のメンバーが自分たちにとって都合のいいように憲法を作る可能性は拭いきれない。しかし、だからといって、外国人がつくればうまくいくのだろうか。外国人の利害関心が含まれる可能性はないのか。やはり、憲法は時間がかかっても共同体のメンバーで話し合っ
て作るべきだ。その際、意見をまとめる手段として多数決を用いたり、外国人に客観的な意見を求めたりして、誰もが納得のいく決定を下したほうが良い。最初から外国人に任せるのは間違っている。

今回の授業内容は、前回に引き続き「民主主義と多数決」についてだった。

多数決は、個々人の資質や意識に左右されないために行う。J.S.ミルの「大衆は、本能的にその人を有能な人間だと見分けることが出来る」という主張に対し「ではなぜ不祥事を起こす政治家を選ん
でしまうのか」という生徒の疑問に、まず考えるべきは選挙制度の問題だと答えていた。また、ある多数決が正解か不正解かは結果としてわかるので、結果が破滅にならないように合理的・客観的に正しい予測をすることが重要だ。

民主主義についてルソーは、憲法は利害関係のない、共同体の構成員以外の人
が作成すべきだと主張している。また民主主義のルールは、多数決ではなく人権保障という理念に合致しているかどうかである。

前回の講義の内容を鑑みて(→前回の授業に対して)、選挙カーで名前や党名を連呼するだけの政治家は無能だとか、企業に所属する社員は民主主義の中にいるといった意見が提出されたが、前者は法令(公職選挙法第 141 条の 3)により制限されている事柄であり、連呼行為以外の宣伝をすると法に抵触する恐れがある。後者においては、会社は出資者(株主)の所有物であるから、社員はその絶対的な指揮命令に服せざるを得ない。よって、会社というのはどちらかといえば王制に類似しているのである。このように、どのような行為にも複雑かつ単純な背景が存在しているので、個人的に処理するのではなく、一度精査することが重要である。

また、J・S ミル曰く、有能な人間かどうかは多数決によって決められる・本能的に判別可能だということだが、それにも関わらず政治家が不祥事を起こすのは何故かという疑問があったが、まず、自分の思い込み(ドクサ)を捨て去らなければならない。多数決というのは、個々人の資質や意識に左右されないために行うものであり、政治家だけに責任を押し

付けるのではなく、背後にある選挙制自体を疑問の眼差しで見つめるべきなのだ。この姿勢は、現代日本を幾重にも取り巻く「原発問題」「集団的自衛権」にも通ずるところがある。後世から評価されるような結果を残すために、建設的な提案と、複眼的思考が要求されている。

ここで、共同体と個人の関係についてみておきたい。切っても切れない関係かつ相反するこれらに共通することは、生存のために共通のものが必要ということである。しかしながら、共同体の意志=個人の意志というわけではない。共同体の中には、何が自分たちにとって最大の利益になるか知らない人も含まれているので、必然的にそうなるのだ。

主義思想主張が異なる人々が集結した共同体を上手くまとめるためにはどうすればいいのか。答えは歴史の中に存在していた。古代ギリシアの諸都市の大部分では、憲法の制定を外国人に委託していたと云う。古代人たちは、あえて利害関心の無い他の共同体の人間と掛け合うことで、共同体を1つにすることに成功していたのだ。私はここで一つ疑問を抱いた。それは、憲法制定を委託した見返りについてである。私はインターネットで様々なキーワードを組んでこれについて検索してみたが、答えは見つからなかった。私の予想では、憲法制定を頼み込めるほどの友好ぶりであるので、友好の印として無償であったと考えるが、**実際はどのようなのであろうか。**

コメント [y20]: まずはルソーの『社会契約論』の該当箇所を読み、そこに出てきた言葉を検索するなどして調べてみましょう。

今回の哲学思想の基礎の講義では、主に憲法の成り立ち、そして憲法自身の性質と、多数決では決められない重要事項をどのように決定していくべきなのかということを中心に学習した。

まず初めに、なぜ人権は普遍的なものとして広く受け入れられるのかについてである。ルソーは人間が生きていくために必要なものは、およそ他人と自己の意思が一致するとした。しかし同時にそこで意思が一致しない少数派は共同体の中に入れるべきではないとした。

何が好ましいかという点で共通事項を見つけるのではなく、何がないと生きていけないか、もしくは何が好ましくないかということについては多くの人間の間で共通する事例が見つけられる。人権という概念にたいして好む好まざるを問わず、多くの人間は人権がないと困る・人権は必要なものであるという認識があるからこそ、人権は普遍的な概念として許容されている。

またアメリカ倫理学では自分の欲するものは自分で決定するという言説に基づいているが、大多数の人間にとって、自分の好悪と必要か必要でないかという判断の結果は違っていることが多い。それについてよく知らない、または自分が必要か不必要か判断しがたいことについて自分の感情に流されて決定することは非常に危険な行為である。

よって憲法において最も重要な基本事項は「**~すべきである**」という好ましい理想よりも

「~しなければならない」という必要不可欠な事項を主とするべきである。

しかし大多数の人々は自分にとって何が必要かを知ることが出来ない。つまり必要なものは多数決で決めることが出来ないことになる。

また、生きていくうえで必要なものを明文化できる人間は非常に限られており、その能力は文才、洞察力、人間への深い理解、想像力等、複合的かついわば超人的なものでなくてはならない。

この憲法明文化、もしくは憲法制定の仕事は共同体の外の人間が行っても問題なく、超越的なものであり、人々を支配する権限とは重ならないとされている。

なぜ憲法制定の仕事が人民への支配に当たらないかという点、憲法は普通の法律と同じものではないからである。法律は国家が国民に対して発令するものであり、国民は従わなければならないが、憲法は国民が決定し国家に対して発令するものであり、国家が従わなければならない規則だからである。この思想はヨーロッパにおける社会契約論に基づく理論である。

よって、**憲法を作る仕事とは支配する仕事とは異なるもの**になる。

内部の人間による多数決で決めることができないならば、共同体の外部の人間、ルソーのいうところの外国人が憲法を制定すべきだとされているが、なぜ共同体内部の人間憲法を制定してはならないのだろうか。

その理由は、共同体の内部で憲法を制定すると、憲法を制定する一部の人間にとって都合のよい憲法を制定してしまうからである。よってルソーは共同体内部の人間が作るのではなく、利害関係の外にある外部の人間が作るべきだとした。

またアメリカ軍によって日本国憲法が作られたが、この時占領軍にとっての理想の国家の憲法を作ろうとした。日本国憲法を作ったプロセスを現在アメリカ側の書類で確認することが出来る。

いわば今ネット等でまことしやかにささやかれている日本国憲法押し付け論はルソーにとっては理想の形であるといえる。

そこで、今回安倍総理が推進していた憲法 9 条改正は、内部の人間が憲法を改正する点、国民がメディアによって他国への敵意や恐怖心などの感情に煽られている点において、為すべきでない改正ではない**だろうか**。**他国の例**を見てみても、憲法改正自体は頻繁に行われている例はあるが、今回の改正に関しては、主体的な選択を行い、決定権を持つべき国民自体が、感情に煽られ決断を誤ってしまう恐れがある点が問題ではない**だろうか**。他国への恐怖や敵愾心を煽り、感情的に改正を訴えるのではなく、何故改正をする必要があるのか、改正をした結果どのような結果が起こるのか、多くの国民が改正の内容に対して理解を深め、なおかつ憲法改正に伴う利害関係に無関係な外部の識者を招き、その聞き入れる姿勢を明らかにすべきではない**だろうか**。

「~だろうか」は「思う」などと同様、曖昧な推定の言葉です。消して、根拠を示すようにしましょう。

コメント [y21]: 一般的に言って「~すべき」と「~せねばならない」は同じ意味ですが、どう違うのですか？

コメント [y22]: 共同体の支配者が憲法を作ってはならない、ということ。

コメント [y23]: 出典を示してください。

今回の授業では私のコメントが取り上げられていた。正解、不正解がある多数決など滅多にないのではないか。集団的自衛権の有無についても正解などないのでは、という質問だった。

日本が戦争に巻き込まれないためにその法律を作ったが、結果としてそれによって逆に日本が巻き込まれてしまったら、それは不正解になる、と言う。その時にはそれが正解かどうか分からないが、結果としてそれが分かる、ということだった。納得した。他国では認められている(=正解)だからと言って採用して結果戦争に巻き込まれてしまったら、それは不正解になるのだ。

また、天皇の人権についても話していた。私は今まで天皇には選挙権が無く、また天皇という仕事を辞めることが出来ないことを知らなかった。確かにこれでは人権が保証されていない。今まで天皇のニュースなどでいつも以上に尊敬語を使うアナウンサーなどを見ると「天皇はこんなに皆に敬われて慕われて、楽な仕事だな」と思っていたが、仕事を辞めることが出来ないとはとても辛いはずだ。天皇も楽な仕事ではないと知った。

コメント [y24]: 他国で認められているからといって正解とは限りません。

コメント [y25]: ではどうすればよいか、考えを深めていきましょう。

政治家個人の感情や人気で決定されたり、多数派の専制の事態に陥る所謂「何でも国民投票」は、結果次第で国が破滅的な未来を招く可能性を秘めている。というのは、多数決で決まった事柄に正解、不正解が存在するという事だ。仮に多数決で決まった法律制定に、「日本が戦争に巻き込まれないために集団的自衛権を認める」事を示された結果、逆に日本が戦争に巻き込まれたら、その選択は「不正解」だったということになる。このような例の場合、投票の結果次第で破滅的な未来が待っている可能性があることは目に見える。イラク戦争の発端や原発事故の例を見ても、深刻な事態になってしまってからではもう遅いことが分かる。選択が正しいのか、正しくないのかは現時点では分からないことであるとしても、破滅的な結果を十分予想したうえで、正しく予測をすることが重要である。正しく予測をするためには、十分な情報収集をはじめに、客観的かつ合理的な判断をすることであり、事実と根拠を兼ね備えて議論に身を投じる必要がある。

ルソーは、「共同体の意志と自分個人の意思が一致するなら、強制されなくても共同体の意思に従って振舞う」と唱え、特定の個人である国王への服従は否定し、「強制」という非道徳的手段で「道徳」を実現することに矛盾を感じた。共同体と個人の意思の一致の理由は、「共同体の意志」と基本的人権が表裏一体であることで裏付けられる。共同体、すなわち全ての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じであるということだ。それらを一般意思とし、ルソーは、民主主義とはその一般意思に従うことであると結論付けた

のだ。

法律は「国民が従う命令」である一方で、憲法は「国家が従う命令」である。故にルソーは、共同体の構成メンバーが憲法を作ると、自分の利害関心を拭い切れないであろうことを危惧した。つまり、自分にとって都合の良い条文を書く危険性があることを察知したのだ。

では「国家が従う命令」を誰が決めるかということであるが、ルソーは憲法は外国人が作った方が良かったと言った。古代ギリシアの諸都市の大部分でもその習慣があった。周辺諸国もこの習慣を真似し、安定した国家を作り上げていった。このように、憲法を外国人が作るという習慣は昔から存在していたと言える。日本の終戦時期、日本国憲法の基盤ともなった「マッカーサー草案」は、その習慣の流布を根拠づけている。ルソーの考えていた「国家のあり方」は、世界に広く伝染してきたと言えよう。

選挙活動では公職選挙法から連呼行為のみ認められている。

一般意志とは理性の声だ。共同体の仕組みを作り上げるといふ意味の *constituer* の名詞形の *constitution*(憲法)とは本来国民が決めて国が従うものだった。憲法は外国人が作ったほうが良い。民主主義とは共同体のメンバーの人権を保障するための制度だ。そしてどうというルールがその理念に合致しているかどうか判断するのは難しい。そこで判断するためには「正しく考える技術」を身に付けることが必要。

今回の授業は前回の授業への学生からのコメントに対する返答から始まった。まず、政治家が選挙カーで自分の名前等を連呼するのは、公職選挙法で走行中の自動車を使つての選挙運動は「連呼行為のみ」認められているからである。会社は出資者(株式会社なら株主)が所有者であり、社員から見れば、民主的ではなく王政に似ている。多数決は個々人の資質や意識に左右されないために行うものであり、政治家の不祥事が相次いでいるのは、政治家や個人の資質の問題もあるが、まず考えなければいけないのは選挙制度の問題である。最後に、多数決は計算などのように予め正解がわかる問題ではないが、正解か不正解だったかは結果としてわかる。結果が破滅にならないように正しく予測することが重要であるということを学んだ。

次は前回の授業の続きで、共同体の構成メンバーが憲法を作ると自分の利害関心をぬぐいきれない。古代ギリシアの大部分では法の制定を外国人に委ねることが習慣であり、近代イタリアの諸共和国はしばしばこの習慣をまねた。ジュネーブの共和国もそうしてうまくいった。

最後に、民主主義とは共同体のメンバーの人権を保障する制度である。そして、民主主義のルールは多数決ではなく、人権保障という理念に合致しているかで決まり、民主的なルールは「道徳法則」である。しかし、どのようなルールがその理念に合致しているか判断するのは難しいため、判断するためには「正しく考える技術」を身につけなければならない。

今回の授業で、憲法は外国人が作ったほうが良いという話が出たが、ある程度文化の似ている国に住んでいる外国人が憲法を制定するならば、あまり違和感なくその憲法を受け入れられる**だろう**。しかし日本のように島国で独自の文化が発展しているような国では、文化が大きく異なる外国人が作った憲法は受け入れづらいのではない**だろうか**。

第五回の哲学思想の基礎では、前回のレポートの返答から始まった。まずは、質問をする際は、なぜこの質問をするのか、そして、その解答や根拠を調べる、というようアドバイスをいただいた。ネットの情報だけではなく、本や法律からも情報を得よう、教えていただいた。次に、「政治家たちは多数決である選挙で選ばれているはずなのに、不祥事を度々起こし、辞任する場合も少なくない。よって国民一人一人の意識を変えるべき」という意見に対し、国民一人一人の意見を変えることは不可能なので、制度を変えるべきであると返答された。また、「そもそも多数決に正解、不正解はあるのか?」という問いに対し、「正しい答えはある。それは多数決によって目的が達成された場合である」と説明された。

授業は前回の続きの、「共同体の意思はどうして一致するのか?」の説明から始まった。

共同体の意思が一致するのは、人間として生きるために必要なものは皆一緒だからである。このように、共同体の意思とは、好きか嫌いではなく、必要か必要でないかを考えていくものである。しかし、人間の大半は、実は自分自身にとって本当に必要なものは、教えてもらわないとわからない。そのため、人間の大半は教育を受けなければ正しい答えを導くことができないので、多数決をする際によく知らないことや感情任せで投票するのはとても危険なことである。

このように間違っただ道に進まないためには人をどのように扱っていくか、という道徳の問題が発生する。道徳を具体的な言葉にするには「異常なまでの才能を持つ立法者」の存在が必要である。憲法においては、その立法者は共同体、つまり国民である。本来、憲法とは共同体が作り、それを国家に守らせるためのものである。もしこの関係性を逆にしてしまったら、国のリーダーたちが自分たちの都合のいいように憲法作ってしまうので、共同体が憲法を作る、という風になっている。また、憲法を作るのは国民ではなく、第三者である外国人に作ってもらうのがよいのではないかと、という意見もある。実際に古代のギリシャの諸都市の大部分では、外国人に法の制定を委ねていた。また、近代イギリスの諸共和国やジュネーブもそのような習慣があったようで、これらの地域では上手くいっていた

という。

意見

憲法を作るのが国民であったり第三者であったりすると、国のリーダーたちに都合いいような憲法はできない。その具体例として日本国憲法が挙げられる。現在の日本国憲法は、GHQの草案が基になっている。GHQの草案が基になっているおかげで、選挙に一般の人でも参加できるようになったし、主権も国民になった。このように第三者が憲法の草案に介入することによって、その国の一部に人だけに有利な憲法にはならないので、第三者の国に憲法を作ってもらおうという考え方に賛成だ。

授業まとめ

今日の授業では、先週に引き続き多数決と民主主義について学んだ。

まず、民主主義では共同体と個人の意思が一致する必要がある。すべての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じなので一致する。これより、「共同体の意思」と基本的な人権は表裏一体であると言える。これについて、カントは一般意思を「道徳法則」と読み替えた。時に、共同体の意思が多数派の意思ではないということが起こり得ることがある。それは一部の扇動者によってよくわかっていない多数派が流され、感情的に団結するためである。

次に、民主主義とは一般意志に従うことであるが、この一般意思とは、理性の声である。共同体の仕組みを作り上げる *Constituer* の仕事は、実際の支配する仕事とは違い、並みの人にはできない。というのも、共同体の構成メンバーが憲法を作ると、自分の利害関係を考慮せずにはいられないためである。そのため J.S.ミルは、憲法はその国の統治に関係しない外国人が作ったほうが良いと考えた。ギリシアでは法の制定を外国人に委ねることが習慣となっており、近代イタリアの諸共和国もこの習慣をまねし、うまくいった。

意見、質問

現在改憲について盛んに議論されている。今回、改憲するかどうか、改憲したとして数十年か後に振り返って結果が悲惨なものとならないように、情報の取捨選択や論理的に考える能力を身につけなければならない。

今回の講義は、最初に生徒のコメントに対しての返信、次に民主主義の続きを学ぶという内容だった。

一般意思を具体的な言葉にするためには、才能のある立法者が必要だ。しかし、共同体の構成員が憲法を作ると利害関係をめぐいきれない。すなわち、憲法を作る人は共同体の

構成員以外が良い。

これまでに習ってきた民主主義をまとめると、民主主義は多数決ではなく、共同体の構成員の人権を保障する制度である。また、民主主義のルールは「道徳法則」であり、共同体の構成員の人権が保障できている理念かどうかである。そして、ルールを作るのは共同体の構成員以外の人が良い。

今回の講義の疑問だが、政治家には多数決をとる人が多いのだが、なぜ議論や話し合いで決めようとする人が少ないのだろうか。民主主義は多数決でないと学んだ自分からすると、現在の日本の政治は国民投票や多数決で議論を決めるイメージが強く、民主主義の形が取れていない。なぜそうなったのか、そして、これを改善するような政治家は現れないのか疑問に思った。

コメント [y26]: 疑問の言っぱなしはやめよう。

J.S ミルが「代議制統治論」の中で有能な人間かどうかは多数決で決めることが出来るという主旨の意見を述べており、その言葉通り、代議制民主主義とは、自分たちよりも対話の能力に優れた人たちを選んで、理性的な対話により合理的な結論を出してもらうことである。しかし、選挙で選ばれ、国民の代表者である政治家たちは法に触れるようなトラブルを度々起こし、辞任するケースも数多い。これらから分かるのは、多数決は決議者の資質と意識に結果が左右されすぎることである。共同体の意志は多数派の意志ではない。言い換えると多数派の利益はすべての人の利益につながるかと言ったらそうではない。また、憲法は外国人が作った方が良いという意見がある。確かに、一理ある。その国にずっといるのなら、その国の伝統などを重視し、規則の大幅の変更などなく、ほとんどの場合は多数派の専制になる。そこで、異国の土地からやってきた外国人にいちから憲法というか、国そのものを立て直してもらうというのは、理にかなっている。その場合その場合の多数決に正解はないが、それが正解であったか不正解であったか、は結果として分かる。

一般意思とは理性の声であり、憲法とは国民が決めて国家が従うものである。そして、共同体の構成員が憲法を作ると自分の利害関心に触れたものになる可能性があるが、憲法を作ることが国を作ることではない。だから、憲法をは外国人が作ったほうが良いという考えがある。実際に古代ギリシアの大部分が法の制定を外国人にゆだねていたこともあり、近代イタリアもこれを行っていた。

民主主義とは共同体メンバーの人権を保障するための制度であるが、天皇の人権は、職業選択の自由もなく、保証されていないのが問題になっている。そして、民主主義は人権

保障の理念に合致しているかどうかが重要な部分なので、多数決ではない。

今回の授業は前回の続きで民主主義についてと一般意思のことなどを学んだ。

今回の授業の要点は共同体の意思は多数派の意思ではないということである。もしも、共同体の意思=多数派の意思であれば多数派の利益=すべての人の利益になってしまう。実際は多数派の利益とすべての人の利益は同じではない。多数派に利益があるだけで少数派の人たちには利益がないわけであり、それがすべての人の利益であるとは言えない。つまり、共同体の意思=多数派の意思ではないと理解することにより少数派の人たちの利益についても人々は考えるようになる。

以上のことから、今回の授業の要点は共同体の意思と多数派の意思は異なるということである。

今回の授業で、**理性は対話の中で育つ**といったことが取り上げられた。複数人で十分な情報を持ち寄ったり、立場や見方から情報を得たりすることによって、理性が育つ。つまり、民主主義で必要なのは必ずしも、多数決である選挙ではなく、議論し対話した上での多数決である。選挙の問題点の一つに、感情的で理性的でない票があるという点がある。例えば、安倍内閣の不支持理由に「総理の人柄」といった実際には曖昧な答えが見られたことが最近話題になった。原発や文書改ざんなど自分の考えが一致するか、信頼に値する内閣かどうか、情報を仕入れ考えるべき重要な問題でこのような感情的で曖昧な理由がでてしまう。自分の意見、本音をはっきりいうことも大事だが、根拠や論理を明確にしては**つげん発言**することも重要である。

コメント [y27]: 今回はここまで行っていません。

今回の授業の要点は、民主主義とは共同体のメンバーの人権を保障するための制度であること、民主主義のルールは多数決でなく人権保障という理念合致しているかどうかであること、どういうルールがその理念に合致しているかどうか決めるのは難しいことである。現代では様々な立場や見方から十分な情報を得ること、その情報の真偽や価値を判断することで理性(思考力)を養い、社会やネットに溢れているたくさんの情報の中から正しいものを見極め、選び取る力が重要である。その能力を身につけるためには、前々回の授業にあったように自分の偏見や思い込みをあてにせず、たとえそれが自分には受け入れがたいもののだとしても一度受け入れてみることも必要になる。そうして正しく考える力を多くの人

が身につけ、思考力を持つ人々がルールを考えることで民主主義はよくなるのではないだろうか。

学生のコメントについて

まず法律を調べるべきである。

例えば、「選挙カーで自分の名前、所属している党の名前だけを連呼するだけの政治家は不要だ」というコメントがあったが、そもそも日本の公職選挙法では、第 141 条の 3 で、走行中の自動車を使つての選挙運動として、「連呼行為」のみを認めている。

また、そもそも正解、不正解がある多数決など滅多にないのではないかというコメントについては、結論を言うなら、正解がある多数決はある。「日本が戦争に巻き込まれないために集団的自衛権を認める」という考えに基づいて法律を作つた結果、逆に日本が戦争に巻き込まれたら、その選択は「不正解だった」ということになる。確かに、計算などのように、あらかじめ正解がわかる問題ではないが、正解だったか不正解だったか結果としてわかる。そのため、結果が破滅にならないように、正しく予測することが重要であると言える。

授業内容について

共同体と個人の意思は、すべての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じだから一致するといえる。つまり、「共同体の意志」と基本的人権は表裏一体である。また、カントは、その一般意思のことを「道徳法則」と読み替えた。ただし、「目のみえぬ大衆は、何が自分たちのためになるのかを知ることがまされたから、自分が欲することを知らないことがよくある」よつて、共同体の意志は多数派の意志ではない。それと同時に、多数派の利益がすべての人の利益になるとは言えない。

上でカントが「道徳法則」と読み替えた一般意思とは理性の声である。その一般意思を具体的な言葉にするためには、「異常なまでの才能を持つ立法者」が必要であり、「共同体の仕組みを作り上げる仕事は、共同体の仕組みの中に含まれてはいけない」もし、共同体の構成メンバーが憲法を作ると、自分の利害関心をぬぐいきれない。そのため、憲法は外国人が作った方がいいと言える。それは「(古代)ギリシアの諸都市の大部分では、その法の制定を外国人にゆだねることが習慣であった。近代のイタリアの諸共和国は、しばしばこの習慣をまねした。そして、ジュネーヴの共和国でもそうして、うまくいった」という事例があるからである。

ここまでで民主主義とは、共同体のメンバーの人権を保障するための制度であり、民主主義のルールは、多数決ではなく、人権保障という理念に合致しているかどうかである。また、民主的なルールは「道徳法則」でもある。しかし、どういうルールがその理念に合致しているかを判断することは難しいと言える。その理由として、判断をするためには、「正

しく考える技術」を身につける必要があるからである。

今回の授業は意見が違う人も話し合うことさえすれば一般意思によって一致すること、そして共同体を創るものは共同体の枠から離れた存在でなければならず、共同体の憲法作成も利害関係のない部外者が担ったほうが良いこと、共同体の人権保障は理念に合致するか否かの判断によることでした。

私が**気になった**のは、共同体を創るものの条件の中に超越的な力を持つものという部分です。ここで安土桃山の織田信長を**連想しました**。信長といえば、新しいことに挑戦していく「カリスマ」という言葉があっていると思います。彼が魅力的だったから家臣も喜んでついていきました。学校においても、スポーツができたり、容姿端麗だったり、面白いことをいう者には自然と人が集まってくる**はず**です。

以上のことから、超越的な力とは「人を魅了する力」が含まれています。

今回の講義内容は、民主主義における多数決のあり方や危険、またそれに伴う選挙制度のあり方についての講義でした。

その中で「共同体の意思は基本的人権と表裏一体であるため、個人の意思と一致する」といったものがあり、同時に「共同体の意思は多数派の意思と一致するとは限らない」といったことも講義内容に含まれていましたが、**厳密に言えば共同体の意思はその共同体の中で「力の強い意思」と一致するのではないのでしょうか。**

例えば学校の中の教室という共同体ではほとんどが多数派の意思が共同体の意思となり、少数派の意思は「空気が読めない」などと言われ迫害されます。これは多数派の意思が少数派よりも「強い」ためであり、例えば生徒の9割が「A」という意思を表示しても生徒達よりも立場の強いたった一人の先生が「いや、Bだ」という意思を表示すればほとんどの場合「B」が共同体の意思となってしまいます。これは生徒たちよりも立場の強い先生の言葉の方が「強い」ため、共同体にとっても優先されてしまうのです。もちろんそうならない場合もありますが、先生含む私たち人間は幼少期に少なからずこういった経験があると思います。

つまり、「共同体の意思」は「個人の意思」と大方一致しますが、その個人の意思のなかでもより「強い」ものに合わされるということです。

コメント [y28]: それでは困るので、そうならないためにはどうすればよいか、というのがルソーなど民主主義の思想家たちの苦闘です。

今回の授業で、J.S ミルの言うとおりに多数決で本当に有能な人間が見抜けるかどうかは法律や制度を見直す必要があり、多数決は個人の資質や意識に左右されないために行うものであること。多数決における正解というものは、目的に合わせた結果が出るかどうかであり、結果が破滅にならないように、正しく予測することが重要なこと。共同体の構成メンバーが憲法を作ると自分の利害関心をめぐいきれないから、ルソーは外国人が作ったほうがよいと考えたことを学んだ。

また、授業内で法律は国家が国民に制限をかけているもので、憲法は国民が国家に制限をかけているものであると習った。今、憲法改正が言われているが憲法が国家を縛るものである以上、もっと国民は憲法改正に向き合えないといけない。総務省のホームページによると、今若年層(10代から30代)の投票率の水準が低い状態である。

(総務省、国政選挙の年代別投票率の推移について、

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaiabetu/、5月20日)

もっと、若年層は憲法の役割について理解し、政治にかかわっていかなければならない。

多数決は50%を超えた時に正解が出せるのであって、50%では、正解は得られない。すなわち、50%以上なのではない。

選挙カーで自分の名前や政党名を連呼しているのは、法律に基づいてしている。政治家は選挙運動の車に乗って、選挙運動をしてはならない。

正解か不正解かは結果が出てからでないと分からない。だから、その結果が破滅にならないように正しく予想する必要がある。例えば、原子力発電の利用は正解だと考えて利用していたが、東日本大震災では、原子力発電の影響で、特に福島県では多大な被害がみまわれた。原子力発電を用いたことでこのような被害にあった。このように、正解だと思って用いても結果的に不正解だったということがある。したがって、どのようなメリット、デメリットがあり、どういうふうにいえば結果が破滅にならないかどうかを正しく判断することが必要である。

ルソーの考えによると、共同体のメンバーが憲法をつくと、自分自身の利害関係をめぐいきれない。そこで、外国人であれば、その共同体に属していなくて自分自身の利害関係を考えなくても良いので、外国人が憲法をつくと良い。

民主主義とは、共同体のメンバーの人権を保障するための制度である。また、民主主義のルールが人権保障という理念に合致しているかどうかを判断するために、「正しく考える技術」を身につける必要がある。

コメント [y29]: 具体的にどうするのですか？

多数決は個々人の資質や意識に左右されないために行う。あらかじめ正解がわかる問題ではないが、正解だったか不正解だったかは結果としてわかるので、結果が破滅にならないように合理的な目標を持って、正しく予測することが重要である。また、現在の日本の衆議院議員選挙は小選挙区制と比例代表制の制度を取っており、公職選挙法では、第 141 条の 3 で、走行中の自動車を使つての選挙運動として「連呼行為」のみを認めている。

憲法は国家が従わなければならないものである。共同体の構成メンバーが憲法を作ると自分の利害関心をぬぐいきれないこともあるので、憲法は外国人が作ったほうが良い。

民主主義とは、共同体のメンバーの人権を保障するための制度である。民主主義のルールは多数決ではなく、人権保障という理念に合致しているかどうかであり、「道徳法則」でもある。どういうルールがその理念に合致しているかどうかを判断することは難しいため、「正しく考える技術」を身につけることが必要だ。

今回の授業では前回の続きから民主主義について学んだ。共同体の仕組みとして存在する憲法は、国家が人民を支配するためのものではなく国家を従えるもの。共同体の仕組みを作り上げる仕事は特別で超越的なもので、実際に人々を支配する仕事とは全く違ふとき共同体の構成員が憲法を作ると、自分の利害関心をぬぐい切れぬため適切ではない。むしろ憲法は外国人が作ったほうが良いという考えもあり、古代ギリシャの諸都市の大部分ではこの方法が習慣となっていた。近代イタリアの諸共和国はこの習慣をまねしジュネーブの共和国もうまくいったという。民主主義は共同体のメンバーの人権を保障するための制度でありそこにあるルールは人権保障の理念に合致したものである必要がある。それを判断するには多数決ではなく「正しく考える技術」が用いられるべきである。

また法律についての話もあった。選挙カーで名前を無意味に連呼しているように政治家たちは実は公職選挙法第 141 条の 3 で走行中の自動車を使用する選挙運動として「連呼行為」のみしか認められていない。多数決の典型と言える代議制では選挙によってニュースに取り上げられるような問題を起こすような政治家を選ばれているが多数決は決議者個々人の資質や意識に左右されないために行われている。もちろんそれも要因の一つだろうが、まず考えるべきは選挙制度や背後に存在する法律の問題である。

多数決によつてもとめられた答えはそれが正解だったか不正解だったかを結果として知ることができる。人が計算などによつてあらかじめ予測できることには限界がある。しかし集団的自衛権をめぐる問題のように未来に大きな影響を与える可能性があることに対し安易な答えや希望的観測のみの決定はできない。結果が破滅にならないようにするためには問題に対する情報を集め知識をしっかりと持った上で、それをういた正しい予測をすることが必要である。

今回の講義では、「共同体の意思」と基本的人権の関係と「共同体の意思は、多数派の意思ではない」ということを学んだ。中でも、大衆の多くが自分の欲していることを知っている人が少ないために多数派の意思になり得ないということに驚いた。

私は今まで一つの「共同体の意思」は、多数派の意思が反映され、作られていると考えていた。例えば、選挙でも投票数の差によって議員の当選が決まる。このことだけを見ると多数派の意見だけが反映されているように見える。この世の中にあるものの多くは、多数のものが勝っていると信じていた。しかし、今回の講義での「共同体の意思」について知ることで、私の中の常識が覆った。必ずしも多数派の意見が反映されているとは限らないということが重要である。これからの講義でも新たな知識を身に付けていきたい。

今回の授業では、一般意思について学習した。前回からの続きで、多数決には正解があること。多数決で目的に合わせた結論が出ると、その目的が達成すれば正解であり、達成しなければ不正解になる。そのうえで結果が破滅にならないように、正しく予測することが重要である。そして、すべての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じなので、「共同体の意志」と基本的人権は表裏一体である。一方で、共同体の意志は多数決の意志ではなく、多数派の利益がすべての人の利益ではない。基本的人権は何が必要かどうかが大切であり、嫌いでも必要なものがあるように好き嫌いであるものではない。それから、道徳はルールではなく、人をどのように扱うかであり、相手を尊重して相手の意見を聞いてお互いに納得すれば、ルールにしなくても従うことになる。ルールを決め、守らない人には罰を与えたりすると、罰があるから言うことを聞くようになり、それは道徳とは程遠いものになる。さらに、ルールのような強制力のあるもの、強い者の意見だけを聞くようになり、危険である。また、共同体の仕組みを作り上げることは、特別で超越的なものであり、共同体の仕組みの中には含まれない。共同体の構成メンバーが憲法を作ると、自分たちの利害関心をぬぐい切れないことになる。どのようなルールが人権保障という理念に合致しているかどうかを判断するためには、正しく考える技術が必要だということであった。

共同体の意志は、すべての人にとって常識的にいるもの、人間にとってある程度の豊かさのために必要なもので基本的に一致する。だからといって、多数派の意志ではない。前回の授業でルソーの『社会契約論』を学習したが、その中で「ルールを守ること≒道徳」としていた。このことは、あくまで共同体として守るべきことであって、道徳を「強制」という手段で実現することは矛盾している。日本では今年度から、小学校で道徳が正式な授業として取り扱われることになった。授業へと格上げする経緯に至っては、「現実のいじ

めの問題に対応できる資質・能力を育むためには、『あなたならどうするか』を真正面から問い、自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していく「考え、議論する道徳」へと転換することが求められています」（文部科学省、「いじめに正面から向き合う『考え、議論する道徳』への転換に向けて(文部科学大臣メッセージ)について(平成 28 年 11 月 18 日)」、http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/11/1379623.htm、閲覧日時平成 30 年 5 月 20 日)としている。転換される前の道徳では、話を読んで感想を書いて終わっていた。今後は、自分の考えたことを生徒同士で交換し合いすることで自分の感想を言いつけなしということは無くなり、相手がどう思っているのかを考えることができる。転換される前の道徳が強制とまではいわないが、相手を尊重するうえで相手の意見を聞くことは大切なので、より道徳について学習することができる。

コメント [y30]: 本当にそんな簡単にできるのでしょうか？

今回の講義は前回の「民主主義と多数決」の続きで、前回の生徒のコメントを例に出しながら民主主義と多数決は同じではなく、民主主義は多数決できめるものではないということ学んだ。また、普段の生活で必ず見るニュースなどからも、「民主主義=多数決」ではないとわかる。

日本は戦後、民主主義を採用した。民主主義は国民が政治に参加することができ、個々が自由と平等を保障することが特徴としてある。結果、日本の政治では多数決という便利な方法を使って投票を行うことが多い。衆議院の優越があるため、与党が過半数の票を獲得した場合は、与党が絶対的な決定権をもつことになる。結果として、ニュースや新聞ではよく「強行採決」という言葉を耳にする。最近では共謀罪が強行採決により成立したという。多数決というのは、多数派の意見を受け入れ、少数派の意見は切り捨てるという方法である。つまり、民主主義が多数決と同じであるなら、共謀罪も与党が過半数を獲得したとして少数派である野党の意見を切り捨てても「与党が強行採決」という批判が起こるはずはないのである。民主主義として、一番良いことは与党と野党の全員一致で物事が採択されることが好ましいが、全員一致ということは現実ではあまりない。議論を重ねて「より多くの人が納得、満足する結論」を導くことが民主主義としてあるべき形である。

しかし、政治においてこれからの日本の動きに関する事などでは意見が大きく割れてしまい、採決に途方もない時間がかかってしまう場合や、議論を重ねても結論が出ない場合もある。そして最終手段として多数決が行われ、結論が導かれる。民主主義において多数決は目的ではなく手段であり、ルールが共同体メンバーの人権を保障するという理念に一致しているかが大切である。

我々は、そのための議論をする国民の代表を選挙によってえらばなくてはならない。かつては少数の人にしか与えられていなかったその選挙権も、現在は 20 歳、そして 18 歳にまで引き下げられた。日本の民主主義をさらに良いものにしていくためには、多くの政

治に対して正しい知識を身に付け、参加することが必要になる。よって、選挙について考える機会、そして民主主義について考える機会を、義務教育段階で設けるべきである。

コメント [y31]: 結論がいささか飛躍しています。どうして「高校や大学段階ではダメ」なのかを説明してください。

選挙カーから名前を連呼する政治家は公職選挙法で許可されているため、不要ではない。また、企業に所属する社員は会社の指揮命令権に服従しており、その点で王政と類似している。

J.S ミルは『代議制統治論』で多数決によって有能な人間を選ぶことができると述べている。多数決によって本当に有能な人間を選ぶことができるかは分からない。しかし、多数決をすることで個人の資質や意識に左右されることを防ぐことができる。また、多数決の正解は計算のようにあらかじめ予測されるものではないが、結果として正解だったか不正解だったかが分かる。その結果が意味のないものにならないよう、正しく結果を予測することが大切である。次に、憲法はその共同体の第三者である外国人が作るべきである。共同体の構成員が憲法を作ると、異常な才能を持つ者以外、どうしても自身の利害関係を考えてしまう。憲法は国民から国家に働きかけるものであるため、共同体の代表が自身に有利になるように作られた憲法では国は正常に機能しない。

道德とは人をどのように扱うかを教えてくれるもので、道徳的な行為とは人を尊重することである。怖いからルールに守るとするのは、弱い者には従わなくなるため非道徳的行為となる。

「目に見えぬ大衆は、何が自分たちのためになるのかをすることがまればから、自分が欲することを知らないことが多い」というのは、自身の好き嫌いは分かるが、自分にとって必要なことは何か分からない場合があるということの意味する。例えば、病気をして職を失った場合の生活保護の制度である。健康な人はこの必要性を知らない。

衆議院選挙がうまくいかないのは、「政党のせいだ」、「国民のせいだ」と言われるが、どちらも正論である。なぜこういう批判があるのによくないのかかについては、選挙制度に原因があることを学んだ。日本はこれから法律から見直さなくてはならない。また、授業でとりあげられた「正解、不正解がある多数決はめったに存在しないのではないか」という問いの答えは、実践した結果としては存在するということがあった。これは、やってみないと分からないので、慎重に結果を予測することが重要になる。

私は今回の講義の中で「正解のある多数決はない」という考え方に賛同する。講義でもあったように政治的問題にどれが正しいといったものはないのではないかと**思う**。国によって用いる政策は違うわけで、「どの国が正しいということにはならない」のがその証拠だと**考える**。それは宗教や思想に関しても同様だ。その選択がどうであるかは結果としてみてみなければわからない。私は多数の人物が賛同する選択を選ぶことが確率としてはリスクを減らすことができるのではないかと**考える**。しかし、絶対ではないのだと分かる。また、多数決では大勢の利益がすべての人にとっての利益でないことを忘れてはいけない。今回の講義を通して多数決は絶対的に正しいとは**考えない**が、比較的风险の低い選択肢を選ぶ可能性は高いのではないかと私は**考えた**。

コメント [y32]: これは学生のコメント。

コメント [y33]: 授業では、政策が正しいかどうかは、結果として目的が達成されるかどうかによって測られる、と述べた。たとえば、「戦争を避けるための政策」が結果として戦争を招いたとしたら、その政策は「間違っていた」ということになる。

今回の授業で学んだことは、多数決は個々人の資質にされないために行うものであり、選挙での問題は投票者や政治家の前に選挙制度にあるか検討すべきであること。また多数決に正解はあり、数学の計算のようにあらかじめ正解がわかるわけではないが、結果として正解か不正解かわかる(日本が戦争に巻き込まれないために集団的自衛権を認めるという考えに基づいて法律を作った結果等)ことがわかった。

民主主義において多数決は何かを決める時の手段として使われるが、多数決をとったということは多数派と少数派が存在するということである。全ての人に利益があるようにするならば、少数派の意見も少なからず取り入れる必要がある。しかしそれは実現することが出来ない。例えば講義で話されていた集団的自衛権での多数決は、法律を改正するかしないかの2択しかない。どちらかが、もしくはどちらも妥協するとゆうことが出来ないため全ての人々の利益にはならない。多数決には限界があるため、民主主義の元である共同体の意志を**実現**できない。

今回の講義では前半は多数決について、そして後半は前回の授業に引き続いて民主主義についての説明がされた。

まず前半の多数決についてだ。そもそも正解がある多数決とはあるのだろうか。例えば「集団的自衛権を認めるべきかどうかには正解はあるのか？」という質問がされたとする。答えから言うと正解は存在する。なぜなら「日本が戦争に巻き込まれないために集団的自衛権を認める」という考えに基づいて法律を作った結果、それとは反対に戦争に巻き込まれることになってしまったら、その選択は「不正解であった」ということが分かるからだ。つまり、あらかじめ正解かどうかはわからないが、正解だったか不正解だったかは、いずれ結果として分かるということである。これより結果が破滅にならないように、正しく予

測することが重要なことであると分かる。

次に前回と同様に民主主義についてだ。私が今回注目したのは「共同体と個人の意思はどうして一致するのか。」についてだ。どうして一致するのかというと、全ての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じであるからだ。ただ、ここでの注意点は共同体の意志は多数派の意志ではないということである。つまり、多数派の利益がすべての人の利益になるわけではないということに気を付けなければならない。

私は、授業の中でルソーが述べていた「憲法は外国人が作った方が良い。」という考えに賛成である。なぜなら、その国の人が作ると、自国にいいように作るかもしれないが、外国人が作ると、客観的な視点から見ているためより公正な憲法ができるからだ。

今回の授業は前回の続きで民主主義についてであった。共同体と個人の意思が一致しているのは、すべての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じだからである。また、共同体の意思は基本的人権とイコールで結ぶことができるが、多数派の意思というわけではない。感情的に考えると多数派が優勢になってしまうが、人の好みではなく、それは必要なかどうかを考えることは非常に重要なことだ。目先の行動は後々困るのである。

ルソーは、憲法は外国人が決めるのがよいのだと言っていた。いわゆる『押しつけ憲法論』である。私はルソーと同じで押しつけ憲法論に賛成する。しかし、実際、この押しつけ憲法論には、正当性がないから無効という反対意見がある。だがそれと同時にさらなる考えも存在する。「要するに、憲法は総司令部に押し付けられたものだから、『我々』が作っていない憲法には日本国憲法としての『正統性』がなく、突き詰めていけば『民主的正統性』の欠如であり『無効』だ。だが、民主的正統性は、制定以後も吹き込まれることがあり、憲法は抽象的な規範なのでその具体的な意味内容は、制定以後の後続世代が確定していかなるをえない(石井ひろたか「押しつけ憲法について」<http://www.ishihara-hiroataka.com/sp2/05.html>)」。

よって、押しつけ憲法論は単なる脅迫であったのだと受け止めるのではなく、我々の世代が今後も日本の憲法について考え、意見を出し合うことによって、さらに民主的な国を作ることができる。それがいずれ、さらに民主的正統性の強い憲法に改善しうることを可能にしていくことができるのだ。よって押しつけ憲法論は前向きにとらえることができる。

今回の授業では、すべての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じなので、「共同体の意思」と基本的人権は表裏一体である。また、多数派の利益はすべての人の利益ではないため、共同体の意思は多数派の意思ではない。私たちは本当に必要なものを知

コメント [y34]: 「押しつけ憲法論」とは、「日本国憲法はGHQが押し付けたから不当だ」という主張で、ルソーとは正反対。

コメント [y35]: 以下の引用文がどういう点で「さらなる」と言えるのか、説明してください。

らず、そのため、「教育」が重要であり、最近よく耳にする「道徳」は「人の扱い方」であり、「道徳的」とは「思いやりのある」ことであるということを教わった。さらに、ルソーは「憲法」は外国人が作るべきであると言っており、もし共同体の構成メンバーが憲法を作ってしまうと、自分の利害関心をぬぐい切れない。また、「憲法」は国を縛るものであり、「法律」は国民を縛るものであるということも学んだ。

では、小学校で授業教科化される、「道徳」は子供たちになにを教えるべきなのだろうか。「道徳」という名前の通り、「人の扱い方」や「思いやり」を教えるべきである。またその中で、人にされて嫌なことから関連付けて、人にしてはいけないこと、「これをしなさい」という強制ではなく、理由をつけて教えてあげることが大切である。

コメント [y36]: そうは言っていないし、それは違う。道徳的とは「相手を尊重する」ことであり、「尊重する」とは「相手の話をよく聞いて理解し、自分の考えを理解してもらい、不一致点があるときには双方が納得する結論を出すように話し合うこと」だと言った。

コメント [y37]: 教えてあげる」という発想がそもそも非道徳的ではないか、という話をしました。

全ての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じだから共同体と個人の意思は一致する。これによりカントは、一般意志を「道徳法則」と読み替えた。ただし、共同体の意思は多数派の意思ではない。民主主義とは、共同体のメンバーの人権を保障するための制度である。民主主義のルールは、多数決ではなく、人権保障という理念に合致してかどうかである。

資料の「目のみえぬ大衆は、何が自分たちのためになるのかを知ることがまれだから、自分が欲することを知らないことがよくある」という部分に共感が持てた。共同体の意思は多数派の意思ではないと言いつつも、多数派の意見に合わせようとするのが人間ではないだろうか。それも無意識に。気づかぬうちに多数派の考えになり、そこから共同体の意思が生まれるように私は感じる。

意見、質問はしつぱなしではなく自分なりの回答、その根拠を書くようにしなげばならない。哲学的な思考には法律を調べることは欠かせない。なぜなら、法律を知らないとありえない疑問を持ったりするからだ。一つの物事でも、様々な角度からのアプローチが必要だ。

今回の授業の具体的内容について書いてください。

今回の講義では前回の講義に続き、民主主義や多数決のことについて学んだ。一般意志とは理性の声であり、その一般意志を具体的な言葉にするには異常なまでの才能を持つ立法者が必要である。

また、共同体の構成メンバーが憲法を作ると自分の利害関心をぬぐいきることができない。

そこでルソーは「憲法は外国人が作った方が良い」と唱えた。

実際に古代ギリシアの大部分では法の制定を外国人に委ねることが習慣的であり、近代のイタリアの諸共和国でもこの習慣を真似ることがあった。

ジュネーヴの共和国もこの方法を取り、うまくいった。

民主主義とは共同体のメンバーの人権を保障するための制度であり、民主主義のルールとは多数決ではなく、人権保証という理念に合致しているかどうかであるということである。

しかし、どういうルールがその理念に合致しているかは判断することが難しく、判断するためには正しく考える技術を身につけることが必要となる。

今現在、民主主義=多数決と考える人が多いが、それはなぜなのか。

それは社会の中に多数決に頼る機会が多いからだ。

物事を決める際には必ずといっていいほど多数決が用いられる。

多数決そのものは民主主義を執行するための一つの手段ではあるが、多数決こそが民主主義であると誤った認識をしないようにしなければならない。

今回の授業では、学生のコメントに対する回答と前回の授業の続きで民主主義について学んだ。まず、政治家が選挙カーで自分の名前や所属している党の名前を連呼しているのは、公職選挙法第 141 条の 3 に書かれているからであり、走行中は「連呼行為」しか認められておらず、演説をすることはできない。

次に、企業に属する社員は民主主義ではなく、会社の指揮命令権に服していることから王政に類似している。たしかに、ロックの考える革命権は上の人間による不当な権力行使に対して抵抗できるという点では労働三権に似ているが、ルソーの考える一般意思とは違い、企業の意志が社員の意志と必ずしも一致するとは限らない。

また、私は前回の授業コメントで J.S ミルの『代議制統治論』について言及したが、選挙制度には目を向けず、政治家や投票者の資質の問題を取り上げた。しかし、今回の授業を聞いて、人間の資質を問うよりも、選挙制度を見直して改正する方が**簡単**であり、まずはそこから考えるべきだということがわかった。

今回の授業で、私は憲法を作るのは共同体の構成メンバーよりも外国人が作る方が利害関係がないためにうまくいくということに共感を得た。なぜなら、日本国憲法は GHQ 草案に基づいて作られており、今まで**ほとんど**改正されることなく**続いている**からだ。ただし、ほとんど改正されていない理由のひとつとして、両議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で国会が発議し、国民投票で過半数の賛成がなければ改正できないということがある。しか

コメント [y38]: 「簡単」とは言っていない。「実効性がある（実際に事態を変化させることができる）」と言った。

コメント [y39]: 改正されなかった理由は、「外国人が作ったから」ではない。

し、本当に改正しなければならないと国民が思うような憲法ならば条件を満たすはずであるから、利害関係がない外国人が憲法を作る方がうまくいくはずだ。

多数決はなぜ行うかという、個々人の資質や意識に左右されないようにするためだ。また政治家の投票者の個人の資質の問題もあるが、まず考えるべきは選挙制度の問題である。正解がある多数決などというものは存在するのか。実際のところそれは存在する。計算などのように、あらかじめ正解がわかる問題ではないが、過程を経て結果まで辿り着いた時点では、それが正解だったか不正解だったかを明らかにすることが可能となる。そのためにも結果が破滅にならないように、物事を正しく予測することが重要となってくるのだ。そして民主主義とは共同体のメンバーの人権を保障するための制度である。しかし共同体という言葉の捉え方を間違ってはならない。共同体は決して「その団体の中で各個人が好き勝手にしている」わけではないのだ。また民主主義ルールは多数決ではなく、人権保障という理念に合致しているかどうかにかき重きをおく必要があり、民主的なルールは「道徳法則」でもある。

政治家は選挙カーで名前や政党名を連呼しているが、これは、日本の公職選挙法では第141条の3で、走行中の自動車を使っての選挙運動として「連呼行為」のみを認めているからである。また、会社は出資者(株式会社なら株主)の所有物であり、社員(社長も含む)は、会社に雇われ、指揮命令権に服する。社員から見れば、民主的であるよりは、王政に類似している。これらは、法律を知ることではなぜそうであるのかを理解できるので、法律を調べると良い。

多数決は、決議者の資質と意識に結果が左右されてしまうと思われがちだが、多数決は個人の資質や意識に左右されないために行われている。政治家や投票者の個人の資質の問題もあるが、まず考えるべきは選挙制度の問題だ。また、多数決において正解、不正解はある。例えば、「日本が戦争に巻き込まれないために集団的自衛権を認める」という考えに基づいて法律を作った結果、逆に日本が戦争に巻き込まれたら、その選択は「不正解」だったということになる。計算などのように、あらかじめ正解がわかる問題ではないが、正解だったか、不正解だったかは、結果としてわかる。私たちは結果が破滅にならないように、正しく予測することが重要である。

前回の講義で「民主主義と多数決」を学んだ。そこで、ルソーは『社会契約論』において共同体の意思と自分の意思が一致するなら強制されなくても共同体の意思に従ってふるまうとした。共同体と個人の意思が一致する理由は、すべての人にとって、生存のために

必要なものは基本的に同じためである。つまり、共同体の意思と基本的人権は表裏一体なのだ。ただし、「目の見えぬ大衆は、何が自分たちのためになるのかを知ることがまれだから、自分が欲することを知らないことがよくある」。共同体の意思は多数派の意思ではなく、多数派の利益がすべての人の利益というわけでない。

また、一般意思とは、理性の声である。一般意思を具体的な言葉にするためには、「異常なまでの才能を持つ立法者」が必要となる。共同体の構成メンバーが憲法を作ると、自分の利害関心をぬぐいきれない。そのため、憲法は外国人が作った方がよい。日本は戦後、松本案を作ったが、マッカーサー案に改められて、憲法が制定された。このことは、日本にとってよかったに違いない。

最後に、民主主義とは、共同体のメンバーの人権を保障するための制度であり、民主主義のルールは、多数決でなく、人権保障という理念に合致しているかどうかである。どういうルールがその理念に合致しているかどうかを判断するためには、「正しく考える技術」を身に付けることが必要だ。

講義中に先生が天皇家は職業選択の自由がなく、人権保障がされていないと言ったが、確かにそうだ。天皇陛下の退位が大きな話題となったのは記憶に新しい。国民の人権保障も重要ではあるが、天皇家の人権保障についても関心を持って対処していかなければならない。

また、社会の様々な事象にわずかでも疑問をもったら、法律との関連を調べることで理解が深まる。

まず、コメントは疑問を持った理由と自分なりの解答とその根拠が必要である。また、習ったことを再び調べることがないように授業をよく聞く必要がある。（私は前回、橋下徹氏はどうすればメディアや知識人から大衆迎合主義と呼ばれなかったのだろうか、という問いをあげ、**民主主義とポピュリズム**の違いを調べた。確かに学習したことから分かるかもしれないが、私は分からなかった。しかし、調べることでエリートが関係していたことまで理解でき、未熟ではあったが意見につながった。そのため、再び調べることでさらなる理解ができ、答えが出せるようになるのではないだろうか。）

そしてコンドルセの定理は、多数決で合理的目的を達成するという正解が得られるのは、人が50%を超える確率で正解する課題である。平均50%以上では成り立たない。

また、政治家の不祥事は政治家や投票者の資質が影響したというよりも、選挙制の方に問題がある。アメリカが二大政党制であるために小選挙区制であるという因果関係を無視して、アメリカの小選挙区制を模倣したことで野党が弱小化してしまった。比例代表制を残していたことで潰さずに済んだものの危険であった。さらに世論調査もより良い政治家をつくっていく上で重要である。

コメント [y40]: 具体的にどのように対処すべきか、考察してください。

コメント [y41]: 「民主主義」については授業で詳しく説明したはず。だから、「ポピュリズム」とは何かについて詳しく（複数の情報源を）調べることで、違いがわかるはず。「なんとなくエリートが関係しているらしい」ではわかったことになりません。わかるまで（人にきちんと説明できるぐらいまで）調べるようにしましょう。

次に、前回の続き、ルソーの民主主義について学習した。共同体の意思は基本的人権のようなものと習っていたが、共同体の意思は多数派の意思とはなり得ず、多数決が無効となる。何が自分のためになるのかを知らなければ、自分の欲することを知らないことがよくあるからである。

またルソーは憲法は外国人(自分たちは支配しない)が作った方が良いと考えた。それは、国家が自らが従うはずの憲法をつくる際に、自分の利害関心はぬぐいきれないからである。

今回の授業は、前回からの民主主義と多数決の続きであった。

まず始めに、学生のコメントより、選挙運動のことが取り上げられていたが、選挙運動において走行中の自動車を使った選挙運動として「連呼行為」のみを行っているのは、公職選挙法でそれのみ認められているからである。これより、法律を調べることが必要であることがわかる。

また、「正解か不正解か分かる多数決はほとんどないのではないか」というコメントもあったが、数学のようにあらかじめ正解がわかるわけではないが、結果としては正解か不正解かはわかるものなのである。その結果が破滅にならないように予測することが重要である。

そして、前回の授業内容の続きだが、すべての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じだから、共同体と個人の意思は一致するのである。そのため、共同体の意志と基本的人権は表裏一体である。そして、カントは一般意思を「道徳法則」と読み替えた。しかし、共同体の意志は多数派の意志ではないことに注意しておきたい。

また、ルソーは、憲法は外国人が作った方が良いと考えた。共同体の構成メンバーが憲法を作ると、自分の利害関心をぬぐい切れないことから、国内の人が作ると利害関係が入り込んでくるとしたのである。そのため、外国人が理性的に考えることが望ましいとしたのだ。

選挙運動についてだが、私も以前から、選挙運動において走行中の自動車からは、なぜ党名や名前ばかり言っているのか疑問であった。しかし、法律によってそのように決まっていると知り、疑問であったにも関わらず調べようとしていなかったことを恥じた。人が行動することには、きちんとした意味がある。それを調べずに人を非難することは無知であるのと同じだ。また、このことより、知識を身につけずに物事を判断することは危険であることがわかる。

要はお話し合いをせえ、ということである。かつての権力者による一強政治は、どうし

コメント [y42]: これは何を要約したものですか？ルソーの説なのか、授業全体の主旨なのか、よくわかりません。

たって国の細部までカバーできる訳ではない。それどころか強権を振りかざして悪政を敷こうとする輩もいる。一人の強者による政治に危機感を感じた民衆がやがて立ち上がり、民衆の代表者たちによる合議制による問題解決を考え、以後の紆余曲折を経て現在の民主主義の世界が成立した。単純な話である。

しかし、時代が下ってまたもやその代表者たちがたるんできた。各国でその状態に差はあるだろうが、身近な日本の政治は多くの国民にとって縁遠い存在になってしまった感は否めないだろう。よくわからない、堅苦しい、何か悪いことをしてそう、そんなイメージが政治には付きまとう。本来は日本国民全体でこの日本という国の展望を話し合うための場であるはずである。(←主語がない)。しかし現状は、学級委員会で数人のよくできる子だけが適当に話を進め、残り多数のクラスメイトは宿題(日々生きること)に必死で話に参加する余裕がない、余裕があったとしても、「まあそんなに悪いことはしないだろうし。何とか毎日生活できているから。」と無関心を貫いている、そんな状況に比喩できる。(もしかしたら日本人自身がそうした日和見主義的な体質なのかもしれない。黒船がやってくるまで、日本は将軍による一強政治に大きな不満を抱かなかつたからだ。実際そんなに酷い暴君がいたわけではないし、革命的なことをするという発想もなかったからだ。幕末になってようやく危機感を持ったか。)。今にしたって大勢の日本人の政治に対する他人事感強い気がする。ようやく、この現状に疑問を感じだした人達が街角で声を上げ始めた段階だろう。いや江戸時代の一揆にせよ昭和の学生運動にせよ政府に対する不満をぶつける潮流があるにはあったが、如何せん政府の力が強くて政治体制を転覆させるという状況に依然至ったことはない。国民全体が一様に体制に不満を持つという事態がなかったからである。ここにも我々の現状の安泰を求めるといふ感覚を感じる。

しかし、そろそろ我々も政治について、民主主義について、考えなければいけないところに来ているのだろう。最近も近頃の政治家の仕事ぶりに辟易した人達が現状を打開せんと動こうとしている。私自身今度の講義でこれまで信じて疑わなかった多数決の原理に大きな欠陥があることに目から鱗だった。私達は現状を知り、自分たちの国の行く末を決める会議に積極的に参加しなくてはならないのだ。

全体として客観的根拠がなく、あなたが思っていることを書いてあります。自分の主張にはきちんと根拠を付けるようにしましょう。それが学びの入り口です。

今回の授業の前半はいつも通り学生のコメントに答えていくものだったが、最近のコメントの質の高さには驚かされる。内容が正しい正しくないは置いておいて授業の内容をしっかりと踏まえたうえでそこから自分なりにそこから派生させた質問になっており、先生に真っ向から反対したり上げ足を取るようなコメントが減っていることから、同学達の成長が感じられ私自身も焦りを隠せない。

コメント [y43]: あなたの頭の中だけで考えるのではなく、具体的な紆余曲折の歴史を学ぶようにしましょう。「民衆が立ち上がった民主主義を実現」した国は、イギリス、アメリカ、フランスなど、ごく一部です。また、それらの国でも「民衆」ではなく、富裕層が立ち上がったのであって、「民衆」が立ち上がったとは言いきれません。世界の多くの国で曲がりなりにも「民主主義」が実現していくのは、第二次大戦後です。

コメント [y44]: どういう点がどうして似ているのか、説明してください。

コメント [y45]: 具体的にだれのどのような動きが念頭にありますか？

後半の内容は、前回に引き続き民主主義についてであった。共同体と個人の意思の一致や多数と個人の利益の不一致、一般意志=理性の声などなどの話があった。その中でも「憲法は外国人が作ったほうが良い」という話が印相に残った。共同体内の人間に作らせると自分たちの利害関係が邪魔していいものが作られない。外国人に作らせると利害の邪な気持ちが入らず良いものになる。といった内容であった。

今回のこの話が印象に残ったのは「押しつけ憲法論」の話と繋がったからである。私はこの考えに否定的ではあるのだがこの論説を調べている中で「自立性」を大事にしている **(主語は?)** ことに気づいた。(例:自民党衆議院議員 石原ひろたか『憲法を考える 押しつけ憲法論について』5/22 閲覧)。確かに自国の憲法を外国人に決められたということは、自立した国家であるといえないという主張も分からなくはない。議会を通したうえで決めたことだと言って反論しても「受け入れざる **負を** えない状況だっただろ」という **反論が返ってきて水掛け論**になる。このように根強く受け入れない人間が一定数出てきてしまうということは、外国人に作らせる憲法も必ずしも良いとは言い切れないのだ。

一般意思とは理性の声であるが、それを具体的な言葉にするには「異常なまでの才能を持つ立法者」が必要である。共同体の仕組みを作り上げる仕事は共同体の仕組みには含まれない。共同体のメンバーが憲法を作ると、自分の利害関心を拭いきれない。この仕事は特別で超越的なのである。

また、憲法は外国人が作ったほうが良い。古代ギリシアの諸都市の大部分では、法の制定を外国人に委ねることが習慣であった。近代イタリアの諸共和国はしばしばこの習慣を真似した。ジュネーヴの共和国もそうして上手くいった。法の制定を外国人という第三者に任せることで利害関心もその外交人に委ねられ、国内の人間に平等な法を作ることができた。

これまでの民主主義についてまとめてみると、民主主義とは共同体のメンバーの人権を保障するための制度であり、その中のルールは多数決ではなく人権保障という理念に合致しているかどうかである。民主的なルールは「道徳法則」でもある。しかし、どういうルールがその理念に合致しているかを判断することは難しい。それを判断するためには「正しく考える技術」を身につけることが必要である。

一般意思の部分で「異常なまでの才能を持つ立法者」と述べたが、**何を基準にして「異常」とするのか**が分からなかった。確かに共同体内の法(規則)を作るにはかなりの知識や判断力等を必要とするのはわかるが、どれほどが「異常」とするのかは **検討見当** が見つからない。

例えば戦後、日本を直接統治したアメリカ GHQ のトップであるマッカーサーは日本に対して憲法草案を出している。マッカーサーの人物像を見ると連合軍最高司令官総司令部に在籍しながら、陸軍の元帥でもあった。これらを見ると、「異常なまでの才能を持つ

コメント [y46]: それは、それが有効な反論ではないからです。たとえば、「憲法にとって大切なことは内容であって、誰が作ったかということではないでしょう」と反論したら、水掛け論にはならないのではないですか。

コメント [y47]: なぜ「異常の基準」を定義することが必要なのか説明してください。

立法者」と言うのは国全体を見てもほんの一握りしかいないのではないか。

今回の授業では、共同体と個人の意思、一般意志について学んだ。

「共同体の意思」と基本的人権は表裏一体であることから、生存のために必要なものは基本的に同じである。しかし、共同体の意思はときに目的を失ってしまうことがある。自分自身が欲するものを知るのことは稀であるからだ。これより、共同体の意思≠多数派の意思ではないことがわかる。

次に、一般意志についてだが、一般意志は理性の声であり、これを具体的に表すためには「異常なまでの才能を持つ立法者」が必要である。

憲法についてだが、共同体の構成メンバーが憲法を作る場合、自分の利害関心をぬぐいきれない、つまり、自分自身の損得を考えてしまうということだ。ここで、憲法は外国人が作った方が良くと言われており、実際ジュネーブの共和国も外国人に委ねることにより、うまくいったのである。

今回の授業も引き続き民主主義を取り扱ったものだった。今回は民主主義を行っていく上で最も大切なことである対話を学んだ。改めて~~ルール述べる~~が、民主主義とは、共同体のメンバーの人権を保障するための制度である。民主主義乗るルールには人権保証という理念に合致しているかどうかであること。そして、どういうルールがその理念に合致しているかどうかを判断することは難しいことである。

つまり、一般意志を一人の人間が言葉で書き表すことは大変現実的なものではないことがわかる。そのため、対話を通じて合理的な回答を導いていくことが民主主義を運営していく上で最も大切なことである。

しかし、山口教授がおっしゃるには、**最近の風潮として**「理念や論理より、感情や信念を尊重する社会」になってきている。感情任せや客観的な信念を尊重するようになると理性的な対話が行うことができないため、極めて危険なことである。

そして、「人それぞれ」論も大変危ないものとなっている。これは、一見相手の意見を尊重するように見える。しかし、その実、相手の意見を聞かずに切り捨てる言葉なのだ。そして、人それぞれを認めてしまうと、対話が成立しなくなる。最後は力関係で物事を決めなくてはならなくなるので、力の強いものが勝つ世の中になってしまう。

話し合いをすることでお互いを理解し合うことができる。しかし、これは全ての国で民主主義が成り立つことではない。話し合いが成立するためには言語や、公的な価値観、そして、自らが国家の構成員であるということの自覚などがなければならない。つまり、自

コメント [y48]: 今回の授業ではこの部分は扱っていません。

らが国家の構成員であることの自覚がなければ異なる民族の結束が困難となってしまう。
特に、国境と民族協会の境界が異なる中東アジアやアフリカなどでは民主主義の制度を取り上げて対話が成り立たなくなるため。これがアラブの春などの中東での一連の革命で民主化が進んだものの民主主義が成り立ちにくい原因である。

全ての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じであるため、共同体と個人の意思は一致する。しかし、自らが何を欲しているかが明確でない人も多い。多数派の利益は全ての人々の利益ではない。共同体の仕組みを作り上げる(憲法を作る)には、卓越した才能が必要であり、共同体に所属する人物が憲法を作る場合、共同体内の自身の利害関係に影響される恐れがある。民主主義とは、共同体のメンバーの人権を保障するためにある。民主主義のルールは、人権保障という理念に合致しているかどうかであり、多数決は本質ではない。

民主主義の理念にルールが合致しているかどうかの判断は難しく、正しく考える技術を培うことが必要である。この場合、正しく考える技術を身につけた人物と、そうでない人物の意見は同価値なのか。論文などを書けば前者が優先されるだろうことは当然だが、選挙の場合、両者の意見は同じ一票として扱われる。「知恵ある者は、知恵があるという点において知恵がない者よりも優れている」(生徒コメントへの応答より)とあったが、選挙における一票が等価値なのは知識のある人物と知識のない人物の価値が等しいということではないか。しかし、両者の意見が同等に評価されることは選挙の原理上仕方のないものである。人物の知識に応じて票の価値を変えるなど不可能であるし、思想統制につながる恐れもある。無理に改正する必要はない。

疑問を持った理由(それを問うことの必要性)、自分なりの解答や根拠を書く。数学的間違い(以上、未満、以下などの解釈)をなくす。先生が民主主義について授業をしたのに、民主主義について調べる必要はない。また、ウィキペディアも使うことは推奨しない。選挙カーに乗っての選挙運動は、「連呼行為」しか認められていない。企業に属する社員は、民主的というより、王制に類似している。多数決は、結果が破滅にならないように、正しく予測することが重要で、個々人の資質や意識に左右されないために行う。

意見:「結果が破滅にならないように、正しく予測することが重要」とあるが、例えば、政府は仮に A というほうが正しいと予想して多数決を行なうが、民衆は B という方が良いという投票結果になり、最終的にその B が結果的に正しいとなる場合、政府の「正しいとおもわれる予想」はあまり意味をなさないのではないか。また、多数決の意義が薄れるの

コメント [y49]: 「民族」というものは、自然的な根拠があるわけではなく、近代に作り上げられた概念です。植民地宗主国は、支配地域に「民族」を設定して、相互の対立をおおることで支配しました。民族対立から大虐殺が起こったルワンダの例については、饗場和彦「ルワンダにおける1994年のジェノサイド」(徳島大学社会科学研究第19号、2006年、<http://web.ias.tokushima-u.ac.jp/bulletin/soc/soc19-3.pdf>)などを参照してください。

コメント [y50]: 多数決とは、個人の優劣を平均化して「正解」を導き出すための制度です(ただし、選挙においても「有識者の一票を重くしろ」という主張はあります)。

コメント [y51]: 実行してください。

ではないか。

今回の講義での重要な点は、民主主義と一般意思についてである。まず、ルソーの『社会契約論』によると、民主主義とは、一般意思に従うことである。ルソーは、特定の個人である国王への服従は否定しているが、自分の意思と一致した共同体の意思には、強制されなくても自ら共同体の意思に従ってふるまうと述べる。なぜ、共同体と個人の意思が一致するのかというと、すべての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じであることから、共同体の意思と基本的人権は表裏一体であると言えるからである。しかし、共同体の意思が多数派の意思であるとは限らず、多数派の利益とすべての人の利益が常に一致するわけではない。

また、共同体の仕組み、つまり憲法を作り上げる仕事はその中には含まれない。この仕事は特別で超越的なものであり、人々を支配する仕事とは同一でない。憲法は国家が守るものであり、共同体の構成メンバーが憲法を作ると、自分の利害関心をぬぐいきれなくなってしまう。憲法を作ることによって国家を支配しようとしてはならないのだ。

したがって、憲法は外国人が作ったほうが良いという。古代ギリシアの諸都市の大部分では、法の制定を外国人にゆだねることが習慣であった。近代イタリアの諸共和国や、ジュネーヴの共和国などもこの習慣をまねし、成功している。

まとめとして、民主主義とは共同体のメンバーの人権を保障するための制度である。また、民主主義のルールは、多数決ではなく、人権保障という理念に合致しているかどうかである。民主的なルールは「道徳法則」でもある。しかし、どういうルールがその理念に合致しているかどうかを判断することは難しく、それをするためには、「正しく考える技術」を身に着けることが必要である。そして、「正しく考える」ためには、「正しい知識」が必要になる。そのため、知識の量を増やし、知識の体系を作り上げることが重要になってくるのである。

授業内容はこのようなものであった。すべての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じであるため、共同体と個人の意思は一致する。ただし、共同体の意思は多数派の意思ではなく、多数派の利益はすべての人の利益とは違う。

カントは一般意思を「道徳法則」と言い換えたが、つまり一般意思とは、理性の声である。共同体の仕組みを作るには、人々を支配するのではなく一般意思を具体的な言葉にする必要がある。だがここで同体の構成メンバーが憲法を作ると、自分の利害関心をぬぐいきれない。そこで、憲法は外国人が作ったほうがよいというのだ。

たしかに、外国人が憲法を作ることで共同体の中心人物の利害関心に関わらない憲法を作ることができるかもしれない。だが、やはり自国の仕組みを作るのは自国民でなければならない。なぜなら、自国民が作った憲法でなければ、外国に従わされているという**感覚に陥りがちである**からだ。日本国憲法は、もとなるものはGHQが作ったが、そこから先は日本人が作ったという事実があるにも関わらず、アメリカの押し付けだとする世論がある。このようなことが起こるため、自国民が作るべきだ。

今回の授業では前回授業で講義された多数決について、多数決に正解はありそれは選択した瞬間は分からないかもしれないが、後から分かり、その頃には手遅れなので結果が破滅にならないように正しく予測することが重要であるということ。また憲法について、共同体のメンバーや国内で利害関係のある人が憲法を作ると、自分の利害関係をぬぐいきれないので外国人によって作ってもらう方がいいということが話されていた。

外国人が憲法を作った方がいいということについて、その外国人が、憲法を作ろうとしている国と自らの国との利害関係を考えた上で憲法を作るといことはしないのだろうか。今日では国同士の距離が近くなり、国同士の駆け引きも活発に行われるようになった。そんな中で国の核となる憲法を外国人に作らせてしまっは二国間の利害関係が反映された憲法が作られる可能性がある。

また憲法を作ることに限っては利害関係が干渉するのを防ぐために、憲法は外国人が作った方がいいということだが、近年日本では憲法改正について度々議論されている。憲法を作るのではなく、もともとあった憲法を改める場合もやはり外国人にゆだねた方がいいのだろうか。何もなかった状態から新たな憲法を作り出すのとは違って、改正は国内の状況に応じて行われるので、利害関係の不干渉という点については利点があるが国内の状況をよく知らないであろう外国人が改正に関わってしまうと、**国の状況をうまく反映**できていない改正になってしまう。それを防ぐために、改正に関しては自分たちの国の状況を理解している国内の人間が自分たちの利害関係を干渉させずに理性的になって行っていく方がいいだろう。

今回の講義を通して、共同体と個人の意思はすべての人にとって生存に必要なものは同じであるため一致するということを学んだ。また、一般意思とは理性の声であり、民主主義のルールは多数決でなく人権保障という理念に合致しているかどうかであるということが分かった。

そして私は、共同体の構成メンバーが憲法を作るとき自分の利害関心をぬぐいきれない

コメント [y52]: どのようなことにも必ずメリット、デメリットがあります。それを比較検討して、もっともマシな選択をすることが必要です。ひとつデメリットがあるからといって、大きなメリットのあるものを放棄するのはバカげていますし、逆もまたしかり。

コメント [y53]: 基本的人権は状況によって変わるものではないので、憲法は状況に合わせて変えるようなものではありません。

ためは外国人が作った方が良いという考え方について疑問を抱いた。その理由があるとしてもやはり自分の国の最高法規である憲法は、出来るだけ多くの自国民が案を出し合い採決すべきである。

コメント [y54]: そう考える根拠を示してください。

今回の授業は主に共同体と個人の意思についてのことであった。そして共同体の意思が個人の意思と一致するのはすべての人にとって生存のために必要なものは基本的に同じであるからということを知った。つまりある人が生きていく上で良いと思ったことなど、社会的に良いとされるものはその共同体のすべての人が良いと思うからこそ共同体の意思は一つに収束するという解釈になる。これは、これまでの授業で学んだ、社会規範の中になると、自分が悪いと思うことやすべきでないと思うことは誰でも、どこの国の人でも相対的に当てはまるということにも共通する。というのも、今回の講義で例にあがっていたように、山の中に住んでいるご老人の方々の生活をよりよいものにするために交通の便を整えるべきであるという案にはほとんどの人が賛成する。それは相対（総体？）的に良いと思うことであり、社会的に考えればそれに反対する者は悪いと考えられるからこそ共同体の意思が一つになるからだ。

物事には多数決で正解ともなり不正解ともなり、それは結果として分かる。例えば、日本が戦争に巻き込まれないために集団的自衛権を認めるという考えに基づいて法律を作った結果、逆に日本が戦争に巻き込まれたら、その選択は、不正解だったということになる。多数決は、個々人の資質や意識に左右されないために行う。

コメント [y55]: この文の意味が分かりません。

また、共同体と個人の意思は、すべての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じであるため、共同体の意思と基本的人権は表裏一体であり、一致する。ただし、共同体の意思は、多数派の意思ではない。そして、多数派の利益もすべての人の利益ではない。一般意志とは、理性の声である。一般意志を具体的な言葉にするためには、異常なまでの才能を持つ立法者が必要である。共同体の仕組みを作り上げる仕事は、共同体の仕組みの中には含まれず、特別で超越的なものであり、実際に人々を支配する仕事とは重なる点は全くない。共同体の構成メンバーが憲法をつくると、自分の利害関心をぬぐいきれない。

今回の講座では、前半に前回講座の振り返りを行い、そして後半に共同体と個人の意思

とは何かについてカントの主張を踏まえ考察した。

まず、前回講座の振り返りということで、生徒の授業コメントに対する応答を中心に授業は進行した。今回取り上げた授業コメントには、私のコメントも含まれていた。私が意見したのは多数決の問題点であり、多数決は投票人の意識や資質の影響を受けやすいため、民主的な選挙方法とは言えないのではないのか、といった趣旨のものであった。これに対する先生の応答は、「多数決それ自体というより、多数決を用いた選挙方法に問題がある」というものだった。何故なら、多数決は本来、個人の意識や資質によって結果が左右されることのない選挙方法であり、多数決がそのような悪影響を生んでいるように見えるのは、その利用形態に問題があるからである。

私がこのように意見したのは、多数決を悪手だと決めつけて、その利用形態に目を向けなかったためであり、これは、元々私が抱えていた多数決はよくない選挙手法だという偏見によって起きたものである。このことから、今回の前半講座は、多角的な視点で対象を捉えることの必要性を再確認する契機となった。

後半講座では、前回講座に引き続き共同体と個人の意思についてのカントの主張を読み解いた。そこでは、個人の意思と共同体の意思は一致するとされた。その理由は、個人の意思は第一に生存を目的に決定されており、それならば、個人によって構成される共同体の意思は、当然個人の意思と同一のものになるからである。

只、本当に個人の第一原理が生存意思なのだろうか。実際、ただ生きるのではなく、よく生きることを目的とした様々な指標や理念が日本でも拡まっている。だから、個人の意思はよく生きることを目的に決定されているのではないのか。実のところ、この意見は、私が授業中に思い付いたものである。だが、今回の授業を振り返ってみると、この所謂 QOL 理念は生存を基としたものであるため、やはり生存原理が共同体と個人の意思の第一原理なのだと理解できた。つまり上記した通り、個人の意思は生存を目的に決定されており且つその意思は共同体の意思と一致するのである。

14 厚生労働省「総論参考資料」より、http://www1.mhlw.go.jp/topics/kenko21_11/s1.html、2018/05/21 閲覧

民主主義の世界では共同体と個人の意思は一致する。人間 1 人が生きていくために必要なものは誰でもたいがい同じだからである。しかし、この意思を具体的に言葉にすることは難しい。自分たちに必要なものが何なのか正確にはわかっていないことが多く、それこそ「異常なまでの才能を持つ立法者」と言われるくらい人間にしかできないことだ。

言語化された一般意思とは社会のルール、つまり法律だ。社会生活を成り立たせるための約束事が明文化されている。ルールは個人の側だけでなく、共同体の側にもあり、国にとって

コメント [y56]: ほとんどのことにはメリットとデメリットがあります。それらを比較検討して、もっともマシな選択をすることが必要です。

それが憲法だということになる。憲法には基本的人権など、国によって侵すことのできないものが定められている。

今回の授業の要点は自分にとって必要なものを自分が知っているとは限らないということである。この時の必要なものは好き嫌いとは別である。

次に道徳とは人をどのように扱うかを学ぶものであるということだ。安倍首相が学校教育で道徳を推進している。しかし、先生たちは道徳がそもそもなにかわからず困っている。おかしいのは歴史の教科書は歴史学者が、数学の教科書は数学者が書いているのに道徳の教科書は倫理学者が書いていないということだ。さらに怒られるのが怖いから道徳法則を守っているとしたらそれは自分より弱いものということは聞かなくてもいいことになってしまう。

第三に法律は国が国民を縛るものであるが憲法は国民が国を縛るものであるということだ。ルソー曰く共同体の構成メンバーが憲法を作ると自分の利害関心が影響してしまうため共同体の外部の人達に作ってもらうほうがいいらしい(饗場先生曰く憲法は権力という猛獣の檻みたいなもの)から日本はよかったのかもしれない。

第四に民主主義とは共同体のメンバーの人権を保障するための制度であるということだ。民主主義のルールは多数決ではなく人権保障という理念に合致しているかどうかである。ここで重要になるのは人間が生きていくために必要なものはみんな同じだから人権が普遍的であるという点だ。また民主的なルールは道徳法則でもある。どういうルールがその理念に合致しているかどうかを判断することは難しい。判断するためには正しく考える技術を身につけることが必要である。

最後に共同体の意志は多数派の意志であるとは限らないということだ。共同体は基本的人権を尊重する人達で構成されており(尊重しない人は追放されるか罰せられる)、共同体の意志は基本的人権と表裏一体の関係となっている。しかし今の日本憲法では天皇に基本的人権が保障されていない。

今回の講義は、前回に引き続き「民主主義と多数決」について学んだ。その内容は、前回の授業内容に対する質問の解答、どうして共同体の意思と自分の意思は一致するのかと、憲法についてである。

まず授業内容に対する質問の[解答回答](#)に関してでは、「多数決には正解・不正解が存在する」というものであった。ある目的があつてそのために多数決をしたなら、その目的が達成されれば「正解」であるし、達成されなければ「不正解」である。ただ、その正解・不正

正解は往々にして後からわかる場合が多い。あるいは、どちらが正解かわかっていても上手く多数決が働かなかった場合にはそうなることがある。そしてそれは、後からわかった時には手遅れという事がないように、正しく予想することが重要である。

次に「どうして共同体と自分の意思が一致するのか」について。その答えは、大概の人にとって生きていくのに必要なものは、基本的に共通しているからである。これはある意味、なぜ人権は普遍であるのかに対する答えでもある。ただしカントによると、「人間は自分に必要なものを理解していないことがよくある」のだ。

そして憲法について、そもそも憲法とは、国民が決めてそれに国家が従うものである。加えて、共同体の仕組みを作り上げる仕事と、人々を支配する仕事は全くの別ものだ。また、その憲法は共同体の構成メンバーが作ってしまうと、どうしても自分の利害関係やしがらみを払拭できないため、憲法を作る人物は共同体と無関係な人(具体的には外国人)が良い。

民主主義を考える上で重要なのは、必ずしも多数派の意志が共同体の意志とイコールではない、ということを中心に意識しておくことだ。このことを意識するには、「好き嫌いとは必要不必要は違う」ことを念頭に置いて、必要か不必要かに焦点を当てて考える必要がある。そうして初めて、「共同体の意志を考える」というステップにたどり着けるのだ。

コメント [y57]: 重要なポイントですね。

共同体と個人の意見は一致する。それはすべての人にとって、生存のために必要なものは基本的に同じで、共同体の意思と基本的人権は表裏一体だからだ。しかし、共同体の意思は多数派の意思ではない。また、一般意思とは、理性の声である。一般意思を具体的な言葉にするためには、「以上なまでの才能を持つ立法者」が必要で、共同体の仕組みを作り上げる仕事は、共同体の仕組みの中には含まれず、仮に共同体の構成メンバーが憲法を作ってしまうと、自分の利害関心をぬぐいきれなくなってしまう。だから、憲法は共同体の構成メンバーでなく、外国人が作った方が良い。古代ギリシャにはこのような習慣があり、それをイタリア諸共和国やジュネーブ共和国はまねして成功した。だから日本も外国人に憲法を作ってもら方がいい。

コメント [y58]: それは早計な結論でしょう(ただし、実際のところそうなっている)。

皆が一緒のことを目指している場合には、強制されて何かを目指すということはない。これは、同じ意志を持っている人が集まれば目指す目標は必ず一つになるからである。自分の目標を、自分と同じ意志を持っていない人に、達成させるにはルールを設け、それに反すれば罰を与えるというやり方になる。このとき、罰があるから言うことを聞くというのは道徳的だといえるのだろうか。これは間違いである。ルールを守るということは道

徳ではない。ルールを守ることが道徳だとしてしまうと、ルールさえ守ればよいのだから、自分より強いやつと言うことは聞き、自分より弱いやつと言うことは聞かなくていいということになってしまう。だから、罰があるからルールを守るといのは道徳的ではない。我々を犯罪に走ってしまわぬようにしているのは、日本国憲法も一因にあることは間違いないが、**本当に走らせないようにしているのは、我々を取り巻く環境である**。親、兄弟、親戚、友人、見知らぬ他人、学校教育などが基本的な倫理的思考を形成しているのだ。

コメント [y59]: 根拠を示してください。

今回の授業で憲法の話をしていて、ルソーは国が従うべき法律は異常なまでの才能を持つ立法者が必要でありその人物は共同体の外の人間がいいと語っていたが、異常なまでの才能をもつ立法者が現れるまではどうすればいいのかと疑問に思った

異常なまでの才能を持った立法者が現れるまでまった場合共同体が人々の基本的人権を保障できなくなった時人々は自分で基本的人権を確保しなければならない。そうすると、共同体は共同体でなくなってしまう。共同体が長く存在するためには異常なまでの才能が無い者でも法について学んだ者たちで早急に考えて**国民に決めて貰うべきだ**

コメント [y60]: なぜそうすべきなのか理由を説明してください。

相手の話を聞くことができない、実力・権力主義を黙認してしまうという意味で、人それぞれ論は危険であるということ。万人が熟考、正しく考え、選択・行動するのが民主主義であり、それを実現するために大学が存在するということを学んだ。

以下、意見・考察。

大学は何のために存在するのかというテーマの中で、**ふと**、国内全企業の採用において学歴のメリットが完全に失われた場合、求職者が完全にフラットに見られた場合に、現在と同じ学生数を維持できるのだろうかという**疑念がわいた**。私は、職業専門校や私立校以外、特にスキルを得るカリキュラムが公式に設定されていない学部学科に所属する学生は確実に減少するだろうと考える。即物的なメリット抜きに**高額な学費**を払ってまで大学に行く選択肢をとることが自然かという**首をかしげずにはいられない**。

コメント [y61]: 今回の授業ではそこまでは扱っていません。

道理として正しいのは勿論、民主主義の要求を実現させるため、社会全体に役に立つ選択をするために、大学に行くことであることは理解できる。しかし、限られた経済力の内で、その選択を求めるのは、傍目からすれば好ましく映るだろうが、当事者からすればまったものではない。これもまた程度の話になってくるだろうが、理想や美談のために他人を動かすというのは、忌避してきた実力・権力主義に近づくことにもなりかねない。

権力側の例になってしまうが、キューバのような例があるとはいえ、それをしようとして失敗してきたのが中国・ソ連・カンボジアなどである。早期の教育でそういった選択肢

コメント [y62]: 無償だったら、どうですか？フランスやドイツなど、ヨーロッパの多くの国では大学は無償で、しかも給付型の奨学金制度があるの普通です。

をとれるようにするのも、戦時中の日本がやっていたことであるので拒否感が発生するのは否めない。権力に対抗した結果、見た目や構成員が変わっただけで実情としては元の木阿弥、あるいはまた別の問題を引き起こしてしまう結果に落ち着くというのはフランス革命などが証明している。私の想像力不足故だろうが、現行のシステムのうちで、学生数を維持しながら先生が著書の中でおっしゃられた好ましい大学の存在の仕方を実現する具体的な方法は、残念ながら思い浮かばなかった。

コメント [y63]: 具体的にどのような存在仕方なのか書いてください。